

第二種特定鳥獣管理計画（案） （イノシシ管理）

平成29年3月



目 次

1	計画策定の目的及び背景	1
	(1) 計画の背景	1
	(2) 計画の目的	2
2	管理すべき鳥獣の種類	3
3	計画の期間	3
4	特定鳥獣の管理が行われるべき区域	3
5	イノシシをめぐる状況及び第3期計画までの評価	4
	(1) 第3期計画までの対策の状況	4
	(2) 現状及び課題	6
6	管理目標	12
	(1) 目標	12
	(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方	12
7	目標を達成するための対策	15
	(1) 個体調整等による捕獲	15
	(2) 狩猟による捕獲	16
	(3) 農林地対策	16
	(4) 生息環境管理	17
	(5) モニタリングの実施	18
8	計画の実施体制	19
	(1) 役割分担	19
	(2) 地域に根ざした取り組みの充実	20
9	計画の評価	22
10	その他管理のために必要な事項	22
	(1) 関係機関（隣県を含む）との連携	22
	(2) 捕獲等に伴う事故・違反の防止	22
	(3) 住宅地等における獣の侵入及びその抑制に関する注意事項	22
	(4) ジビエの振興等活用対策	22
	(5) 情報の収集・普及啓発等	23

1 計画策定の目的及び背景

(1) 計画の背景

本県では、県北東部の山間地域を中心にイノシシによる農作物への深刻な被害が発生したため、平成16年4月に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の特定計画制度に基づく「第1期計画」（特定鳥獣保護管理計画（H16.4～H19.3））を策定し、「第2期計画」（特定鳥獣保護管理計画（H19.7～H24.3））、「第3期計画」（特定鳥獣保護管理計画※（H24.4～H29.3））まで、13年間にわたり狩猟の規制緩和等の捕獲の推進、防護柵設置等の被害対策等のイノシシの保護管理対策を実施してきた。

しかし、平成27年度の農業被害額は約9,500万円であり、依然として農業被害を減少させるには至っておらず、イノシシの生息する地域（分布域）の拡大は顕著であり、今後、農業被害が拡大するおそれがある。

一方では、生息数を直接観察できないことから、野生鳥獣の管理をする上では自然界での様々な不確実性の要因が存在することを考慮する必要がある。

今後、地域の捕獲数・被害状況と共に限られた条件下で得られた指標等のモニタリングを基に、科学的知見を踏まえて対策の評価・検証、目標の再設定、対策の見直し等を繰り返す順応的な管理を適切に行うことが一層の課題となっている。

※ 平成26年5月に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律が一部改正され、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、鳥獣保護管理法という。）となった。この改正により、同計画名は第二種特定鳥獣管理計画へ変更となった。

(2) 計画の目的

鳥獣保護管理法に基づき、現時点の知見をもとに従前の特定計画を見直し、新たな特定計画を策定し、イノシシの地域個体群の長期にわたる安定的な維持を前提としつつ、農業被害等の未然防止又は減少等を積極的に図ることにより、人とイノシシの適切な関係を構築する。

このため、近年の急速な生息数の増加や分布域の拡大、被害増加の懸念に対処する積極的な捕獲等を進め、生息数・生息密度を減少させることとする。

なお、本計画は、鳥獣保護管理法第4条の規定に基づき策定される「愛知県第12次鳥獣保護管理計画事業」(H29.3)の内容を踏まえて策定するとともに、各市町村が策定する実施計画に資するものとする。

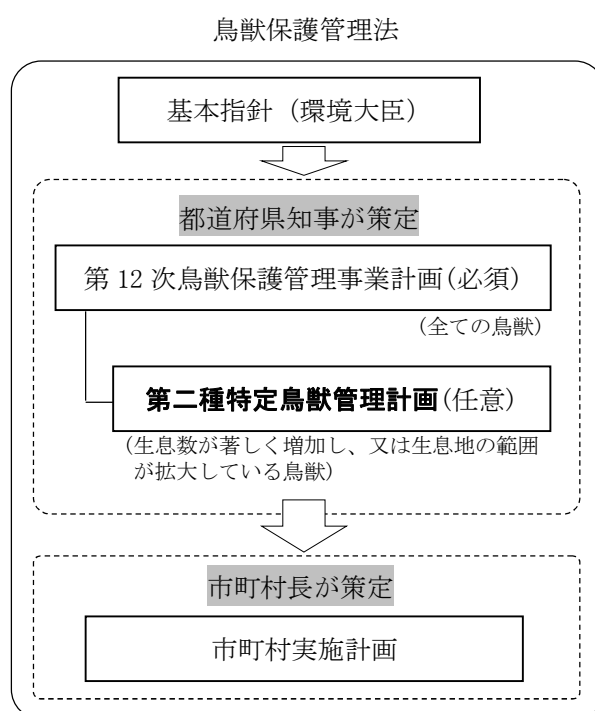


図1 本計画の位置づけ

2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

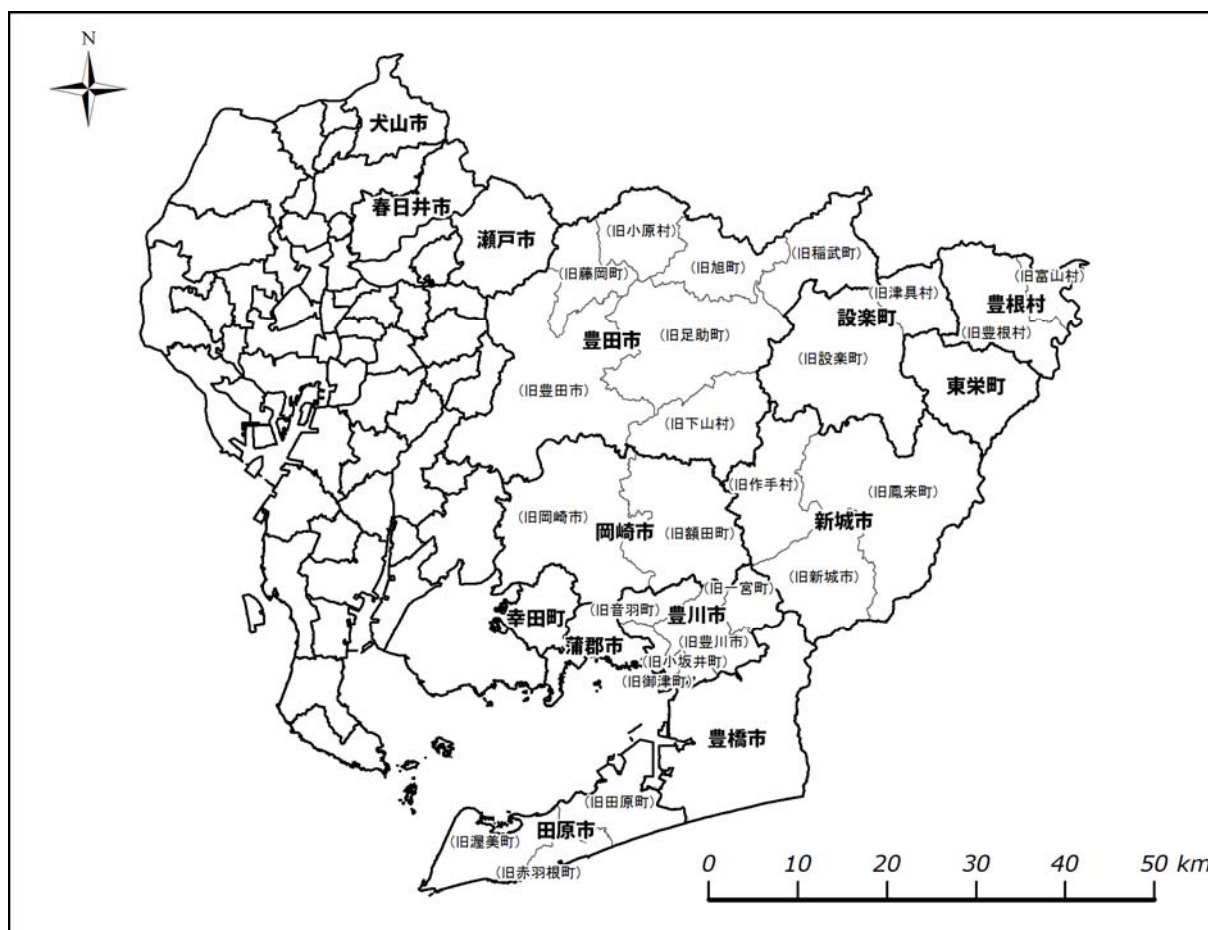
3 計画の期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日 (5 年間)

なお、計画期間内であっても、イノシシの生息状況等に大きな変動があるなど見直しの必要がある場合には、計画の変更を検討する。

4 特定鳥獣の管理が行われるべき区域

計画対象区域は、従来の豊橋市、岡崎市、瀬戸市、豊川市、豊田市、蒲郡市、新城市、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村の 11 市町村に加えて、近年イノシシの生息域が拡大していることを踏まえて、春日井市、犬山市及び田原市の 3 市を対象地域に追加する。



注) 平成 17 年以降に合併された市町村について、旧名を括弧書きで示す。

図2 対象区域

5 イノシシをめぐる状況及び第3期計画までの評価

(1) 第3期計画までの対策の状況

ア 狩猟の規制緩和

本県では、狩猟による捕獲を強化するため、狩猟の規制緩和を継続して実施してきた。第2期計画では法改正に伴い、特別休猟区の指定、第3期計画では平成27年度以降に狩猟期間を1ヶ月間延長し11月15日から3月15日までとした。(p. 資-13 表7 参照)

表1 計画期間ごとの狩猟規制緩和

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
計画	第1期計画			第2期計画				第3期計画					
狩猟期間	11月15日～2月15日										11月15日～3月15日		
その他	—			特例休猟区指定（法改正により）									

イ 第3期計画までのイノシシ捕獲数の推移

イノシシの捕獲数は、平成13年度以降、年によってばらつきはあるものの、第3期計画まで増加傾向にある。(p. 資-11 表6 参照)

捕獲数のうち、個体数調整等の占める割合は年々増加傾向にあり、第3期期間においては7割以上が個体数調整等による捕獲となっている。

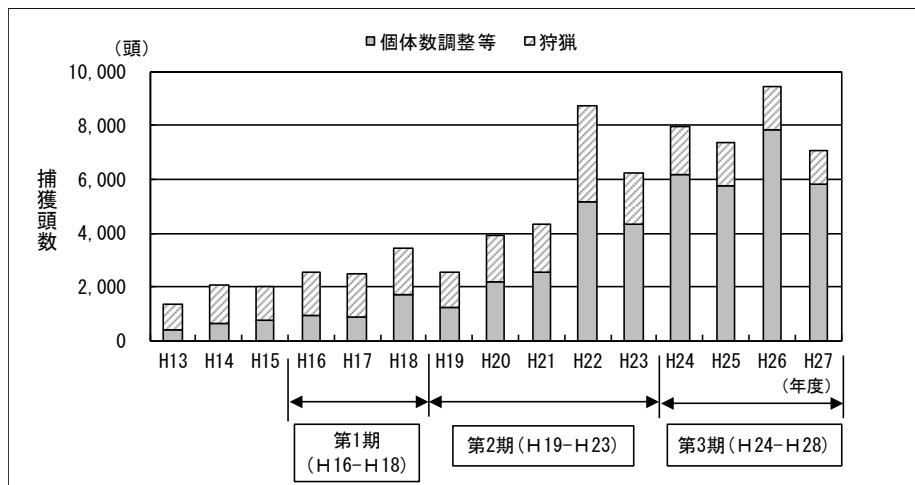
なお、各計画期の年間捕獲目標は、第1期計画及び第2期計画が3,000頭、第3期計画が5,000頭程度とされており、平成18年度及び平成20年度以降は捕獲目標を達成していた。

表2 イノシシ捕獲数の推移

年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
個体数調整等（頭）	413	622	760	928	851	1,711	1,238	2,181
狩猟（頭）	972	1,468	1,236	1,638	1,656	1,734	1,298	1,707
合 計	1,385	2,090	1,996	2,566	2,507	3,445	2,536	3,888
年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
個体数調整等（頭）	2,551	5,152	4,360	6,147	5,746	7,834	5,813	
狩猟（頭）	1,773	3,561	1,846	1,807	1,635	1,598	1,241	
合 計	4,324	8,713	6,206	7,954	7,381	9,432	7,054	

注) 特定鳥獣管理計画区域外の市町村での捕獲頭数を含む。

出典：「愛知県環境部自然環境課資料」



注) 特定鳥獣管理計画区域外の市町村での捕獲頭数を含む。

出典：「愛知県環境部自然環境課資料」

図3 イノシシ捕獲数の推移

ウ 農業被害防止対策

農林水産部の各種事業により侵入防止柵（電気柵及び金網柵）の設置が行われた。農業被害防止対策の実施状況を表3に示す。（p. 資-10 表5 参照）

表3 農業被害対策の実施状況

単位：km

年 度	H20～21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	合計	H28 (計画)	
侵入防止柵	電気柵	23	102	298	102	68	79	62	735	59
	金網柵	5	77	289	306	303	409	211	1,601	254
	合計	28	179	588	408	372	488	273	2,336	312

注1) 農業被害対策の対象は、イノシシのほか、カモシカ、ニホンザル及びニホンジカを含む。

注2) 小数点以下四捨五入のため、合算した値と合計が一致しない場合がある。

出典：「愛知県農林水産部農業振興課資料」

(2) 現状及び課題

ア 生息状況

① 分布域

平成 27 年度に市町村役場、鳥獣保護管理員、猟友会員等を対象に実施した、アンケート調査及び聞き取り調査によると、分布域は、平成 17 年度以降、西方向や南方向へ広がっている。また、全域では横這い傾向の市町村が比較的多くみられる。

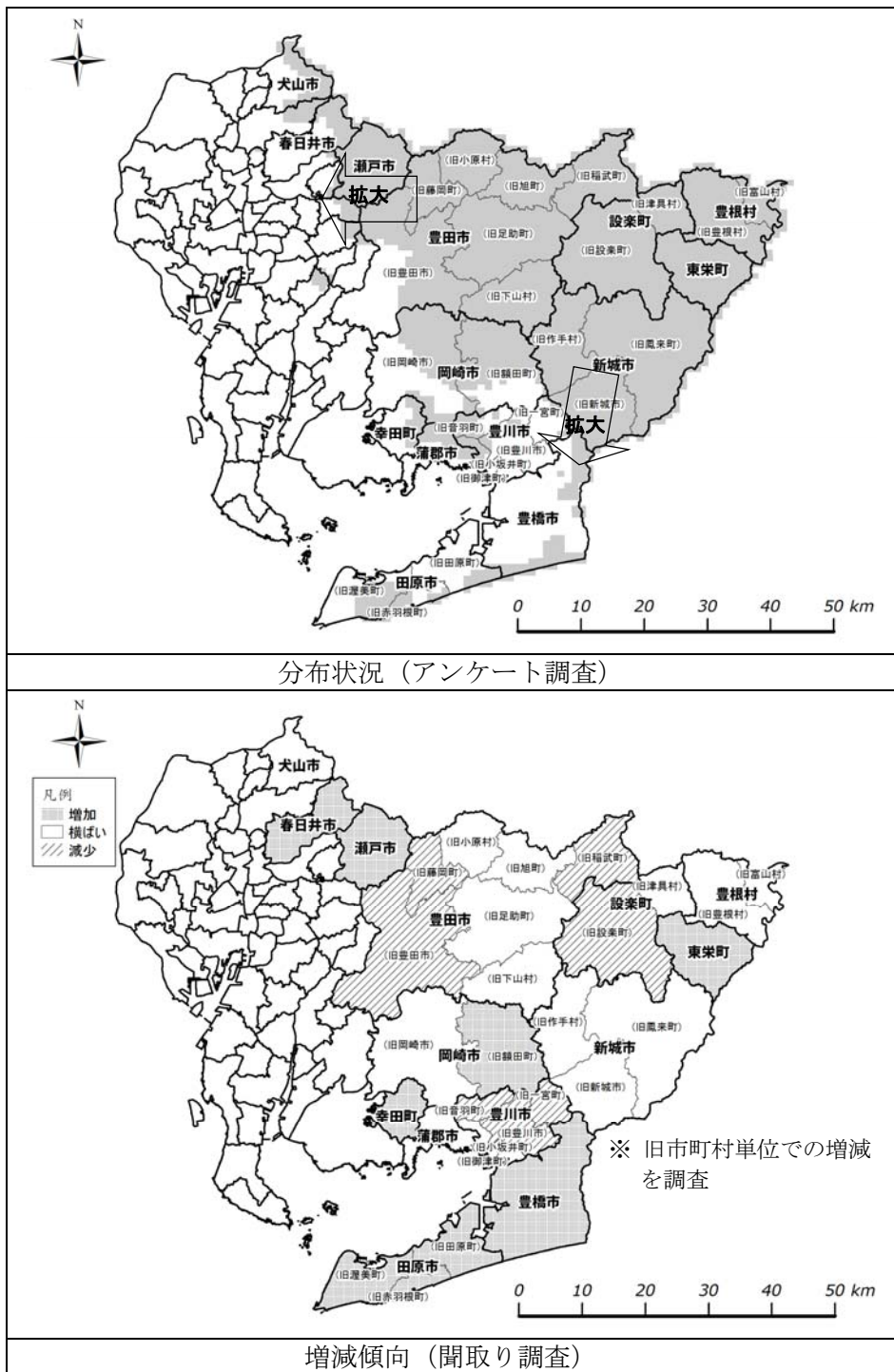


図4 アンケート調査及び聞き取り調査によるイノシシの生息状況

② 生息数及び生息密度

イノシシは高い繁殖力を持ち、大型哺乳類の中では、増加率が極めて高いこと、また県内では捕獲数が増加していることから、現在の県内の生息数は増加していることが予測される。

しかし、イノシシに関しては、現時点で生息数や生息密度を推計する実用的な方法が確立されていない。仮に、ある時点での生息数が把握できたとしても、繁殖能力が高く、大型哺乳類の中では特に個体数変動が大きい種であるため、推定結果が役立たなくなる可能性が高い。

イ 農業被害

過去15年間の農作物被害を表4及び図5に示す。

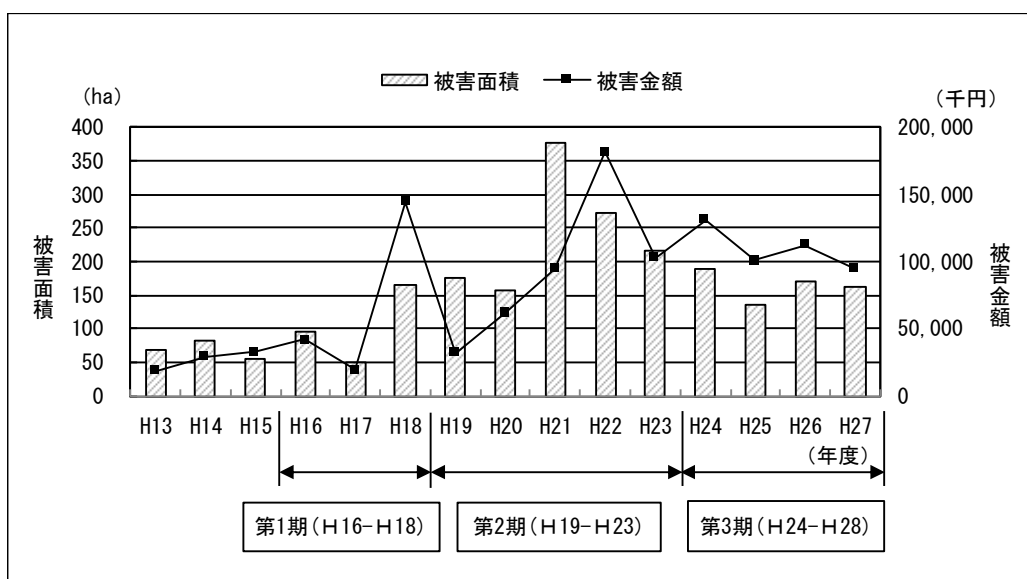
被害金額は、平成22年度の1億8千万円をピークに近年は減少傾向にある。市町村別では、第3期まで計画区域外であった春日井市及び犬山市において、顕著に増加している。

被害面積は、平成21年度をピークに被害金額と同様、減少傾向にある。(p. 資-9 表4 参照)

表4 イノシシによる農作物被害面積と被害金額の推移（全県）

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
被害面積 (ha)	69	82	54	96	50	166	174	158
被害金額 (千円)	18,595	29,343	32,304	41,878	19,340	144,615	32,072	62,088
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
被害面積 (ha)	376	271	217	190	136	171	162	
被害金額 (千円)	94,878	181,258	102,881	131,274	101,154	112,060	94,690	

出典：「愛知県農林水産部農業振興課資料」



出典：「愛知県農林水産部農業振興課資料」

図5 イノシシによる農作物被害の推移（全県）

表5 イノシシによる市町村別農作物被害（管理計画対象区域）

市町村	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
豊橋市	20.6	3,596	37.8	3,187	43.4	3,665
岡崎市	19.6	23,550	20.0	23,250	20.2	19,089
瀬戸市	1.3	593	1.8	1,000	2.0	805
春日井市	0.3	341	0.8	803	1.3	1,512
豊川市	1.6	2,113	0.8	1,441	1.6	1,161
豊田市	35.4	51,029	36.1	58,611	39.1	47,275
蒲郡市	7.0	4,741	3.7	1,539	5.5	2,295
犬山市	0.2	203	0.5	484	2.7	2,969
新城市	2.4	3,201	15.6	2,093	11.1	1,649
田原市	0.4	396	0.2	350	0.3	144
幸田町	1.0	348	7.8	9,498	4.8	5,986
設楽町	3.7	2,706	4.0	2,976	3.6	2,866
東栄町	31.7	6,454	29.7	5,193	14.7	3,633
豊根村	5.8	1,042	5.6	1,025	5.5	1,037
合計	130.9	100,313	164.3	111,450	155.7	94,087

注) 四捨五入のため、合算した値と合計が一致しない場合がある。

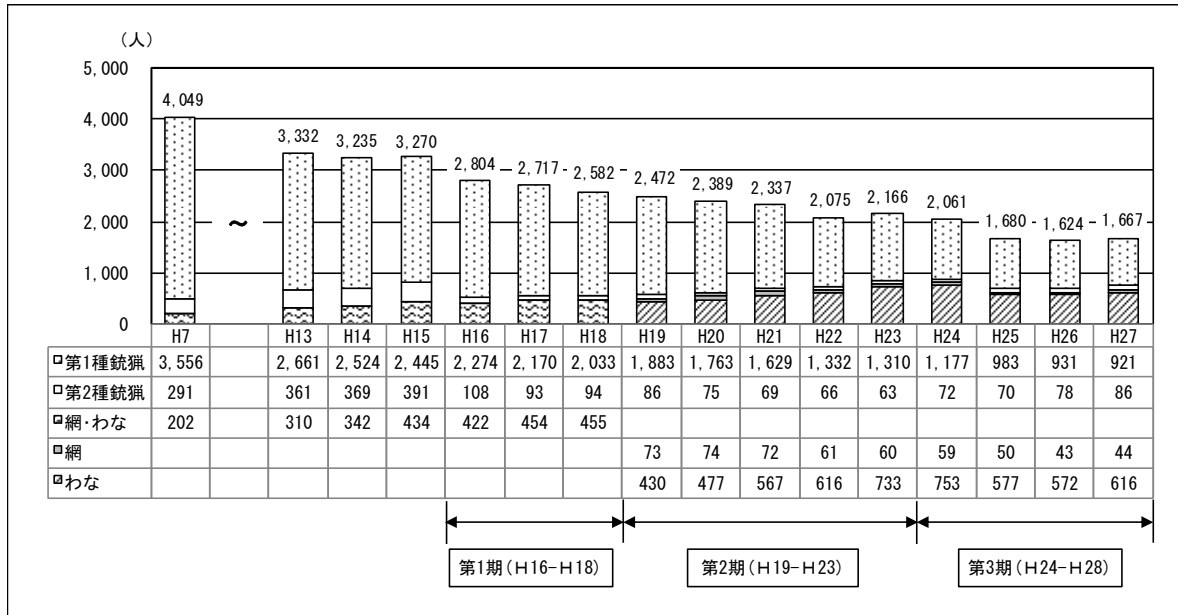
出典：「愛知県農林水産部農業振興課資料」

ウ 捕獲の担い手

免許種別の狩猟登録者の推移を図6、年齢別狩猟免許保有者数の推移を図7に示す。

平成27年度の狩猟登録数は1,667人であり、平成7年度の4,049人と比較すると、約60%の減少となっている。免許種別の狩猟登録者は、第一種銃猟が減少傾向にあるが、網やわなの登録者は、平成13年度の310人から平成27年度には660人と増加している。

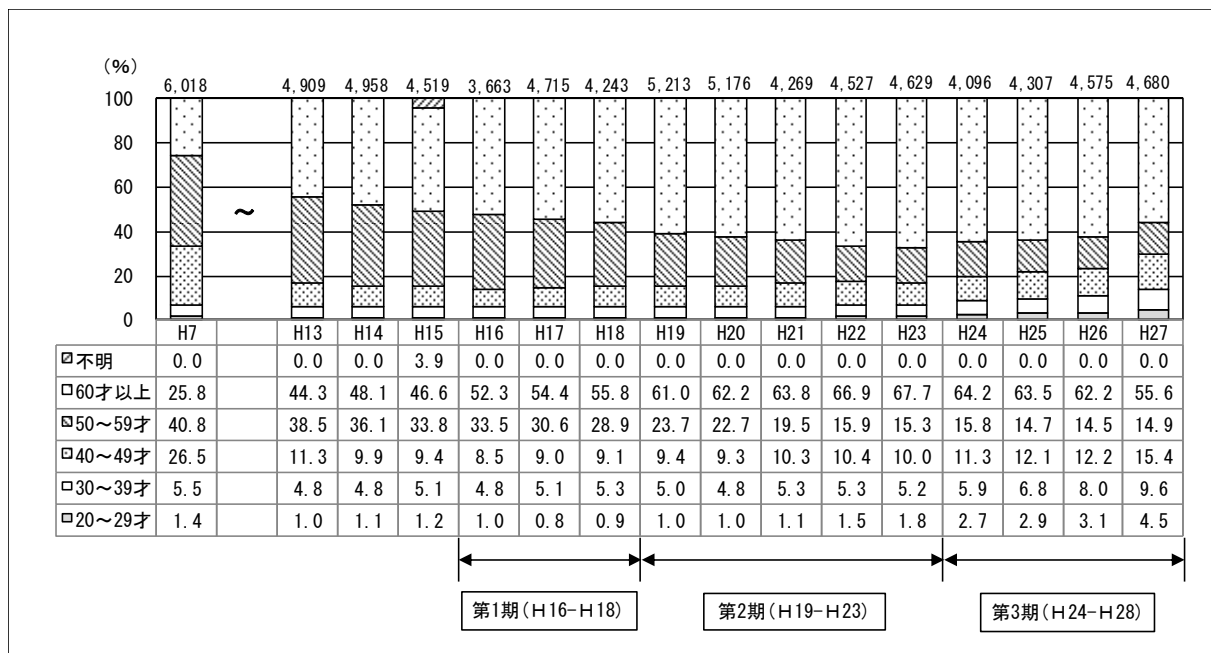
狩猟者の年齢構成は、近年、20代から40代の割合が増加傾向にあるが、平成19年度以降は、60代以上の占める割合が60%程度で推移している。



注) 平成19年度の鳥獣保護法改正により、網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に区分された。

出典: 「愛知県環境部自然環境課資料」

図6 狩猟登録者の推移



注) 平成27年の20~29才の区分には、18~19才の免許保有者(3名)を含む。

出典: 「愛知県環境部自然環境課資料」

図7 年齢別狩猟免許保有者の推移

エ 課題の整理

① イノシシ分布域の拡大

第3期計画の期間中（過去4年間（H24～H27））の捕獲頭数は、7,054～9,432頭であり、捕獲の目安（5,000頭）を達成している。WPUE※が0.12（H24）及び0.12（H27）と横ばいであるものの、県全体の分布域は西部及び南部へ拡大傾向にあり、農業被害は春日井市及び犬山市といった前計画の計画区域外で増加している。（p.資-13 図8参照）

② 推計方法の未確立

イノシシに関しては、現時点で生息数や生息密度を推計する実用的な方法が確立されていない。このため、ヒアリングによる生息状況、CPUE（単位努力量当たりの捕獲数）、農業被害の増減傾向等の調査を実施し、生息頭数の増減を推測することが必要となる。（p.資-13 図8参照）

③ モニタリングの強化

平成24年度から平成27年度までの捕獲頭数は7,054～9,432頭で推移しているが、同期間の農業被害額が1億円程度と高い水準で推移していることから、毎年度の管理目標や各対策の見直しとともにモニタリング内容の精査が必要である。

④ 狩猟者の減少、高齢化への対応

狩猟者の減少、高齢化が進んでいることから、狩猟免許試験の周知等に努め、新たな捕獲の担い手の増加を図る必要がある。

⑤ 成獣及び加害個体の捕獲

多産多死の生物では、若齢個体を捕獲することで、生き残った個体の生存率が上がる場合（補償作用）もあり、捕獲が直接的に生息数の増減に結びつかないことがある。イノシシにもこのことが当てはまると考えられ、生息数の管理の際には成獣を捕獲することが有効とされる。

一方で、必ずしも生息数の減少につながらなくても、被害を出している個体を捕獲することで、本来の目的である被害軽減に効果がある場合もあり、加害個体の捕獲、繁殖可能な成獣の捕獲を行うなど、より効果の高い適正管理に努め、イノシシの低密度化及び人里への出没防止を図る必要がある。

※ 目撃効率（WPUE）とは、延べ出猟人日数あたりの目撃数（狩猟者が狩猟期間中に1人1日あたりに目撃したイノシシの頭数）を示す。なお、類似した指標である捕獲効率（CPUE）は、延べ出猟人日数あたりの捕獲数（狩猟者が狩猟期間中に1人1日あたりに捕獲したイノシシの頭数）を示す。

6 管理目標

(1) 目標

地域個体群の安定的な維持を図りつつ、次の目標を達成するために個体数の調整、被害防除対策並びに生息環境管理等を総合的に行う。

- 農業被害等の未然防止又は減少
- 個体数を削減し、生息密度の低減
- 生息分布の縮減

(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

ア 順応的管理※1

野生鳥獣管理の実施にあたっては、個体数推定や繁殖率等、不確実な要素が多いことから、図8に示すPDCAサイクルに沿って進める。

具体的には、目標を達成するために、各施策を推進するとともに、その効果を毎年度評価し、必要に応じて施策を見直すこととする。

また、捕獲目標についてもPDCAサイクルの評価を踏まえ、順応的に見直すこととする。

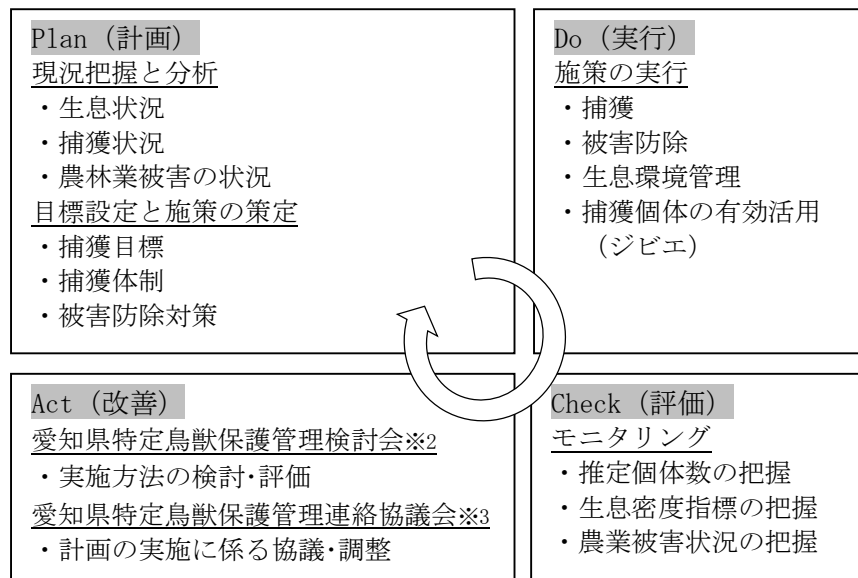


図8 順応的管理 (PDCA サイクル)

※1 順応的管理

順応的管理とは、自然の不確実性を踏まえ、知識や情報が十分でなくても目標設定・計画策定を行い対策を実施し、その結果をモニタリング調査で把握した事実によって評価し、再度目標設定・計画策定を行うという作業を繰り返すことで、よりの確な対応へと発展させていく管理手法。

※2 愛知県特定鳥獣管理検討会 (以下「検討会」という。)

科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら管理を推進するため、学識経験者、関係行政機関、農林業団体、狩猟者団体、自然保護団体及び地域の代表者等からなり、特定計画及び同実施計画の作成、実施方法等の検討及び実施した施策の評価等を行う組織。

※3 愛知県特定鳥獣保護管理連絡協議会 (以下「連絡協議会」という。)

関係行政機関等の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、県関係機関(鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等)及び市町村等からなり、特定計画及び同実施計画の作成と実施計画の実行等について、協議・調整等を行う組織。

イ エリア管理

保護管理は、地域個体群ごとの保全の重要性と現在の被害状況、被害軽減の可能性に基づいて実施することが望ましいが、田原市の移入個体群を除き、県内の個体群はほぼ連続して一つの地域個体群を形成していることなどから、地域個体群ごとの管理は困難である。このため対象区域を地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、農業被害等の減少を図る**重点管理エリア**、分布域の縮減に重点を置く**拡大防止エリア**、近年まで生息していなかった田原市を対象とした**根絶エリア**の3種類に区分し、各エリアの目標に応じた施策を推進する。

表6 エリア管理

エリアの目標		管理内容		
		環境整備	個体数調整	モニタリング
重点管理エリア	農業被害の減少	生息地となっている森林の間伐等適正な維持管理により、樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林に誘導する。 (共生のための環境整備)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業被害金額の大きいエリアで捕獲を重点化。 ・エリア全体で適正な個体数に調整するための積極的な捕獲の徹底。 	P18「表7モニタリング項目」を参照
	生息密度の低減			
拡大防止エリア	分布域の縮減	地域住民及び土地管理者等は里山の積極的な利活用を図り、人の出入りの活性化を促進する。 (生息させないための環境整備)	<ul style="list-style-type: none"> ・エリア全体で適正な個体数に調整するための捕獲の実施。 	
	農業被害の未然防止又は減少			
根絶エリア	移入個体の根絶	地域住民及び土地管理者等は里山の積極的な利活用を図り、人の出入りの活性化を促進する。 (生息させないための環境整備)	<ul style="list-style-type: none"> ・エリア全体で根絶するための捕獲の徹底。 	
	農業被害の未然防止			

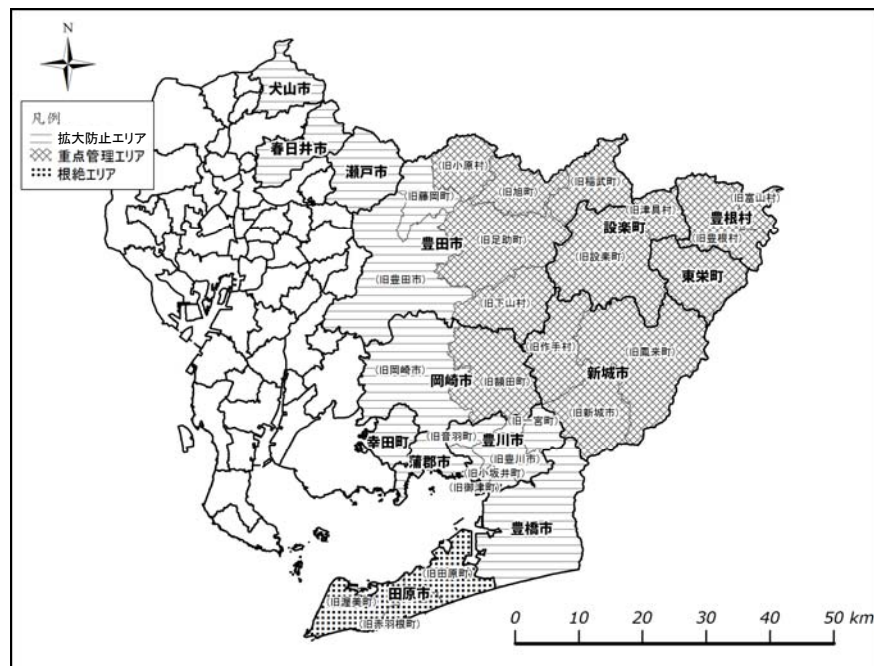


図9 エリア区分図

① 重点管理エリア

重点管理エリアの北東の県東部に位置する山間地域は、イノシシの主な生息地であり、個体群の長期にわたる安定的な維持に必要な広がりや環境の確保を図りつつ、中山間地域の農林業被害の減少に重点を置く。特に積極的な捕獲により生息密度の低減を図る。

重点管理エリアは以下の4市町村及び岡崎市と豊田市の一部とする。

- ・新城市
- ・設楽町
- ・東栄町
- ・豊根村
- ・岡崎市のうち旧額田町
- ・豊田市のうち旧足助町、旧下山村、旧小原村、旧旭町及び旧稲武町

② 拡大防止エリア

愛知県では、北東部の山間地と西部の平地との境界付近に標高300m以下の二次林・雑木林を主体とした地域が南北に連続して帯状に存在しており、里山又は里山ベルトと呼ばれている。

イノシシの分布の最前線はこの里山ベルトにまで広がっており、この里山と平地との境界まで分布域が拡大した場合、平地における農業被害のみならず市街地における生活環境被害の生ずるおそれがあると考えられるため、積極的な個体数調整により生息密度の低減を行い、農業被害の未然防止又は減少を図る。

また、南への拡大については、平地と山間地の境界にあたる豊川市（旧豊川市、旧一宮町）から豊橋市にかけてのエリアも同様の状況にある。

このため、このエリアを含む周辺地域でイノシシの分布域の縮減及び被害の拡大を止める。また、捕獲により生息密度の低減を行い、農林業被害の未然防止又は減少を図る。

拡大防止エリアは以下の7市町村及び岡崎市と豊田市の一部とする。

- ・豊橋市
- ・瀬戸市
- ・春日井市
- ・豊川市
- ・蒲郡市
- ・犬山市
- ・幸田町
- ・岡崎市のうち旧岡崎市
- ・豊田市のうち旧豊田市及び旧藤岡町

③ 根絶エリア

根絶エリアの田原市は、近年までイノシシが生息していなかった地域であったが、農業被害が報告されるようになったことが知られている。そのため、当該エリアでは根絶を目指す。

- ・根絶エリアは、田原市とする。

7 目標を達成するための対策

(1) 個体数調整等による捕獲

ア 捕獲目標数の設定

① 前提

- ・イノシシは、生息数の変動が激しく、生息数の推計誤差が大きく、年間捕獲目標数の設定が困難である。
- ・農業被害は継続して発生しており、過去3年の捕獲圧が地域個体群に大きな影響を与えていない。
- ・前計画期間中における捕獲数は、目標頭数以上であったものの、分布域は県西部及び南部へ拡大しつつある。
- ・環境省及び農水省から平成23(2011)年基準で、平成35(2023)年に半減を目指すという捕獲目標が示されている。

② 捕獲数

近年の捕獲数や捕獲の担い手の現状等を考慮しつつも、当面の間、捕獲数は1万頭程度を目安に、毎年度、市町村実施計画の中で、目撃効率、捕獲効率、農業被害等の状況を踏まえ、積極的な被害防止に向けた目標数を設定する。

イ 捕獲の実施

① 捕獲技術の開発

個体数を低減するためには、地域ごとのイノシシの密度及び移動や滞留の状態、狩猟者の高齢化・減少を踏まえ、従来よりも効率的かつ安全な捕獲方法を開発することが必要である。

このため、農業総合試験場において開発した愛知式かこいわなを活用し、効率的で安全な捕獲技術の定着に取り組む。

② 成獣（メス）、農地周辺及び群れごとの捕獲を優先して実施

被害を低減するためには、農地周辺での効率的な捕獲を進めることで耕作地を利用する個体を優先して捕獲する必要がある。また、イノシシは性成熟が早く、多産であるためメスの成獣の捕獲を進める。成獣（メス）を含む群れを捕獲するには、箱わなや愛知式かこいわなの活用が有効である。

③ 指定管理鳥獣捕獲等事業の活用

県が実施主体となつて行う管理捕獲については、生息状況、被害状況等を踏まえて、集中的かつ広域的な管理を図る必要があると認められる地区において、必要に応じて鳥獣保護管理法第14条の2の規定に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は、別途、指定管理鳥獣捕獲等事業計画書を作成し、捕獲等の目標及び具体的な事業実施内容等を定めるものとする。

(2) 狩猟による捕獲

ア 狩猟期間の延長

本県における狩猟期間は、11月15日から2月15日までとなっているが、狩猟による捕獲圧を高めて生息数の減少を凶るため、イノシシの猟期を1ヶ月延長して、11月15日から3月15日までとする。

なお、狩猟期間の延長にあたっては、狩猟事故防止のため、狩猟者や関係地域の住民等への周知啓発を行うものとする。

イ 特例休猟区における狩猟の実施

対象区域内の休猟区については、イノシシの狩猟を認める特例休猟区に原則指定することとする。

ウ 狩猟者の確保

狩猟者の育成・確保を凶るため、狩猟免許制度のPRに努め、試験を年2回開催する。なお、指導的な立場にいる狩猟者を対象にした狩猟指導員講習会を開催し、事故及び錯誤捕獲の防止、安全確保、法令遵守等を徹底する。また、捕獲許可において、法人に対する許可については、狩猟免許を有しない者が捕獲の補助をできるようにし、狩猟者の負担軽減を凶る。

網・わな猟免許取得者の割合が増加していることから、網・わなによる捕獲を推進するため、免許取得者に対して研修を行い技術的な支援を行う。

平成27年度より実施している大学、高校における狩猟免許制度に係る出前講座を開催する。

(3) 農林地対策

被害を防除するためには、県、市町村、関係団体、住民等が連携して、計画的・継続的に被害防除対策を実施することにより、集落及び農地がイノシシにとって餌場ではないことを学習させ、その行動圏とならないようにすることが必要である。

また、被害防除対策（電気柵等の設置等）及びイノシシの誘引要因の除去は局所的に実施しても十分な効果は期待されないことから、地域が一体となった長期的な取り組みを進める。

ア 電気柵の設置

電気柵は農地への野生獣侵入防止に効果的であることから、設置を推進する。効果及び安全性確保のために、必ず専用資材（電源、柵線、絶縁部品など）を使用し、自作しないようにする。設置に当たっては、柵下部や隙間等からの潜り込み及び急斜面からの飛び込み等により、イノシシに容易に侵入されないように注意する。また、漏電や電源不備を防ぐため、点検、草刈り、補修等の管理を定期的実施するほか、告知看板の設置による安全対策を講じる。鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく助成金等を活用し、できるだけ広範囲をひとつの区画で囲うなど、より効率的な設置を検討する。また、鳥獣被害防止特措法に基づく地域対策協議会（市町村、JA等）は、地域住民の協働による維持管理体制の構築を推進する。

なお、ニホンジカを併せて防除する場合は柵線の段数をイノシシよりも増やして十分な高さを確保する。ニホンザルの同時防除のためには、侵入防止効果が認められる柵設計（ワイヤーメッシュ柵＋電気柵、「おじろ用心棒」など）を導入する。

イ ワイヤーマッシュ等の大規模侵入防止柵の設置

ワイヤーマッシュや金網等による堅牢度の高い柵によって農地や集落の外周を囲い、イノシシの生息域と人間の生活場所を分断する。捕獲、生息環境管理、個別農地への侵入防止と組み合わせることで、高い被害防止効果が期待される。設置に当たっては、地域の合意形成を図り、十分な話し合いと現場検証を重ねて効果的な設置ルートを決めることが重要である。設置後は定期的な保守点検により効果を維持する必要がある、設置からその後の管理に至るまで、地域ぐるみで取り組むことが重要である。鳥獣被害防止特措法に基づく地域対策協議会（市町村、JA等）は、計画作成、施工、その後の維持管理に至るまで、地域の活動をバックアップする。

（４）生息環境管理

イノシシは農作物被害等を引き起こすため、人とイノシシが同一地域であつれきなしに共存することは困難であると考えられる。イノシシの生息数が増加しているため、積極的に個体数調整を行っていくが、人の生活圏とイノシシの行動域が重ならないよう、生息環境の保護並びに整備を実施していく。

ア 生息環境の保護

対象鳥獣の種類に関わらず、鳥獣保護区等の野生鳥獣保護地域の連続的（時間的、面的）な指定をもって生息環境の保護を図る（県内の鳥獣保護区は、平成 28 年度で 68 箇所（26,035ha）が指定されており、イノシシの対象区域には、49 ヶ所（19,838ha）が指定されている）。

イ 生息環境の整備

次の環境整備により、農地及び集落への侵入を困難にし、餌場としての魅力を下げることにより、人の生活圏とイノシシの行動圏との分離に努める。

① 森林環境の改善

森林の管理者は、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業の推進等を進め、生息地となっている森林の維持管理を行うことにより、樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。

② 誘因物の除去

農地や集落周辺における耕作放棄地、藪・雑草等は、草地化してイノシシに餌場を提供するとともに、農地への誘引を助長する要因となるため、土地管理者及び農家は刈り払い等の適正な管理に努める。また、農地の未収穫物、人家周辺の生ゴミ等はイノシシの食物となり、イノシシを誘引するため、農家及び地域住民等は適切に処分する。

(5) モニタリングの実施

野生のイノシシやそれを取り巻く自然環境においては未解明な点も少なくない。

順応的に科学的・計画的な管理施策を推進するため、表7に示す生息状況や農業被害状況等についてモニタリングにより評価・検討を行い、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、各市町村が策定する実施計画の作成に資するものとする。

表7 モニタリング項目

調査・分析項目		目的	内容・方法等	実施者	時期
生息状況	狩猟実績(出猟カレンダー)	分布・生息数の経年変化 密度指標の経年変化	狩猟により捕獲した場所を生息情報マップ(5kmメッシュ)として作成するほか、市町村別にCPUEとWPUEを算出	県(自然環境課)	毎年
	捕獲実績(有害駆除)	被害実態の経年変化	有害駆除を行った場所を被害情報マップ(5kmメッシュ)として作成	各市町村	毎年
	アンケート調査 聞き取り調査	分布・生息数の経年変化	分布等を把握するアンケート調査、聞き取り調査	県(自然環境課)	5年毎
被害状況	農業被害調査	被害実態の経年変化	市町村からの農業被害量・金額等の報告内容を精査するほか、農業被害の増減を5kmメッシュで把握	県(農業振興課)	毎年
防除対策	防除対策の効果	防除対策の評価	市町村からの報告内容を精査	県(農業振興課)	毎年
その他	狩猟者数動向調査	狩猟者数の経年変化	免状発行数からの動向分析	県(自然環境課)	毎年
総括	総合分析	各モニタリング結果を総合的に評価しフィードバック	各モニタリング結果を一元管理し、総合評価を行った後、検討会に諮る	県(自然環境課)	毎年

8 計画の実施体制

(1) 役割分担(図10参照)

ア 県の役割

① 実施計画の協議・検討及び施策の評価

連絡協議会及び検討会を開催し、前年度の短期モニタリング結果を踏まえ、前年度の施策の評価及び当該年度の市町村が作成した実施計画案の協議・検討を行う。

また、協議・検討の結果、特定計画における捕獲数の目標や個別施策等の見直しが必要となった場合には、順応的に見直しを行う。

② 科学的・計画的な実施体制

連絡協議会・検討会の設置等により調査研究、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策等を実施し得る体制を整備し、地域の大学・研究機関及びイノシシの研究者と連携し、管理の科学的・計画的な実施に努める。

国、他県等の最新の技術・情報及び既存の有効な情報の収集を行い、市町村等に提供する等、市町村が実施する各種取り組みを支援する。

③ 隣県との協力体制

隣接県と必要に応じて協議・調整し、実施計画の調整を図るとともに、生息状況等の情報交換を行う等隣接県との連携に努める。また、その情報を市町村に提供し、実施計画の策定及び実施を支援する。

イ 市町村の役割

① 実施計画の作成

計画対象区域内の市町村は、特定計画に則して、生息環境整備、被害防除対策、捕獲数及びその算定根拠等を記載した実施計画を作成する。作成には、次の関係情報を収集、把握し、毎年度の施策の評価を行い、実施計画に反映する。

＜関係情報（市町村別のモニタリング）＞

- ・生息情報マップの作成（捕獲数、捕獲場所、性別、成獣幼獣の別等）
- ・被害状況マップの作成（農作物被害の場所、種類、被害量、5kmメッシュでの被害額の増減）
- ・被害防除対策の方法、実施結果、効果等
- ・生息環境の整備状況

また、毎年捕獲数については、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農林業被害の状況を踏まえて、適切な捕獲数を設定する。

捕獲は、被害低減の有効な手段であるが、地域の実情に応じて、他の加害獣の被害防除を兼ねた対策、集落単位で行う地域独自の総合的な取り組み、新規開発された捕獲手段（わな等）の使用など独自対策も記載するよう努める。

作成に当たっては、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合を図るものとする。

毎年度、連絡協議会及び検討会の協議・検討結果に基づき、当該年度の実施計画書を作成し、公表するとともに、実施計画書に基づき個体数管理、被害防除対策及び生息環境整備等を実施する。

② 地域における情報の収集・提供の促進体制

必要に応じて市町村長により指名又は任命された鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊を指す。以下同じ）を設ける。

鳥獣被害対策実施隊は、イノシシの生態及び行動、農作物被害防除対策技術、捕獲状況等の情報を農家及び地域住民等に提供し、農家及び地域住民等による取り組みを支援するとともに、被害状況及び出没状況等の情報を農家及び地域住民等から収集し、市町村に連絡することにより、情報の収集・提供を促進し、市町村による実施計画の実行を支援する。

③ 実施計画の目的に即した捕獲体制

猟友会及び鳥獣被害対策実施隊等との連携を密にし、捕獲状況、被害状況及び出没状況等の情報を常時把握し、捕獲時期及び捕獲場所を記載した捕獲マップを作成し、捕獲体制を整備する。

ウ 県及び市町村の役割

① 人材育成・確保体制

県及び市町村は、鳥獣の保護管理に精通した人材を育成・確保し、施策の一貫性が保てるような体制を整備するよう努める。

また、以下に示す研修会の開催等により被害防除対策等について、技術的指導ができる人材の育成に努める。

- ・市町村、県等行政機関の鳥獣担当者に対する野生鳥獣全般に関する研修
- ・普及指導員等に対する被害防除対策等に関する研修
- ・農林業者、狩猟者、農協、森林組合等に対する鳥獣害対策の新技术等の紹介

(2) 地域に根ざした取り組みの充実

獣による被害対策は、生息環境整備、被害防除対策及び捕獲等の総合的な取り組みを地域レベルで適切に進めることが効果的である。

このため、市町村は、地域ごとの保護管理の具体的な目標の達成に向けた共通意識を可能な限り集落レベルまで共有又は周知することなどにより、地域の共通意識を醸成しつつ、地域ぐるみの鳥獣被害防止対策に関する啓発や、集落単位の防護柵の設置等の施策を実施することとする。

県は連絡協議会及び鳥獣被害防止特措法における地域協議会等を通じて被害防除対策に必要な指導助言を行う。

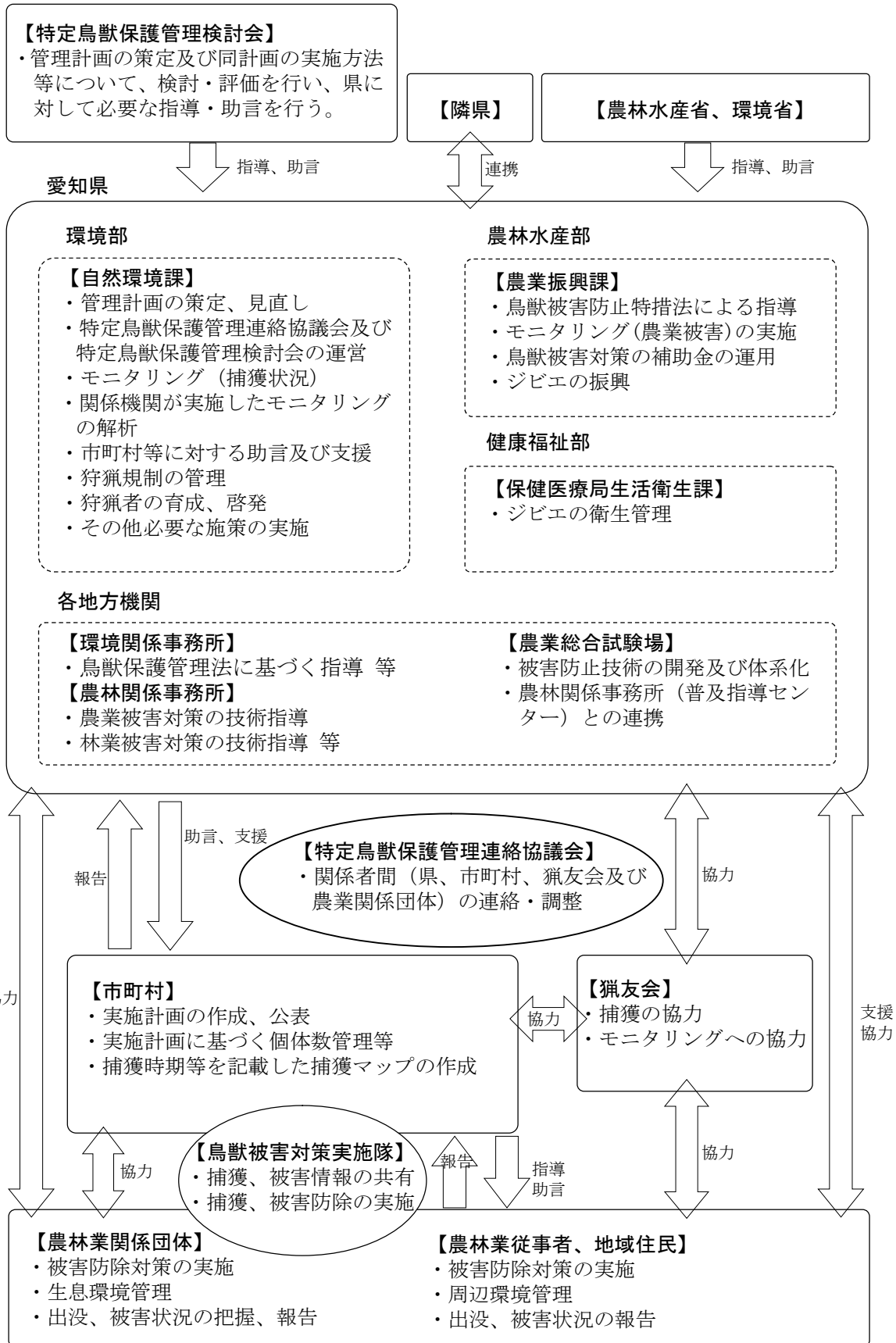


図10 計画の実施体制概念図

9 計画の評価

モニタリング結果及び年度別実施計画に基づく対策の実施報告をもとに、連絡協議会において協議、検討会において当年度の評価を行い、翌年度の対策を検討する。

計画の最終年度までに実施した対策の総合的な評価を行い、必要に応じて次期計画の策定を行う。生息状況、被害状況及び防除対策の各モニタリングの評価・検討は、次のとおり行う。

- ・各種モニタリングデータをマップ（5km メッシュ）に集約する。
- ・防除対策の効果等を評価する。
- ・課題及び改善点等を抽出し、その対応策について検討を行う。

10 その他管理のために必要な事項

(1) 関係機関（隣県を含む）との連携

県内においては、個体数調整、狩猟規制等を所管する自然環境課、農業被害防止対策について所管する農業振興課との連携を図り対策を進めるものとする。

また、必要に応じて隣接する長野県等との連携した対策も検討していく。

(2) 捕獲等に伴う事故・違反の防止

狩猟者に対して、安全な狩猟や狩猟マナーの向上について、狩猟関係団体と協調して研修等を行う。また、警察と連携して取締りを実施し、事故や違反の防止に万全を期す。

(3) 住宅地等における獣の侵入及びその抑制に関する注意事項

近年、ニホンザルやイノシシ等の獣が住宅地等に出没し、住民の生活に支障を及ぼす事案が発生している。このため、まずは住宅地等への侵入を防止し、人と獣との生活圏を分離する生息地環境の整備などの対策を行うとともに、出没する場合は、次の対策を行う。

- ・突発的な出没には、生息情報を収集する。状況に応じて、捕獲による個体数のコントロールや移動ルートへの遮断を行う。
- ・住宅地等の環境に慣れた個体が出没には、捕獲による個体数のコントロールや移動ルートへの遮断を行う。

(4) ジビエの振興等活用対策

イノシシの捕獲を進める上で、捕獲したイノシシを地域の食物資源として有効に活用していくことは、生きものの命を大切に活用するということが、さらには、貴重な未利用地域資源を活用した地域振興を図るために大変重要なことである。

このため、各種イベントを通じて、捕獲された個体の獣肉を使用した料理の試食会等を行い、ジビエに関わる取り組みを県内外へ発信し、自然の恵みとして獣肉の消費拡大に努める。

平成26年12月に定めた「愛知県野生鳥獣肉衛生管理ガイドライン」により、狩猟から処理、食肉としての販売、消費に至るまで、イノシシを含めた野生鳥獣肉に起因する衛生上の危害発生の防止を図っていく。

イノシシを食肉として流通させるためには、食品衛生法に基づく許可施設における解体処理が必要であり、県内には8施設の許可施設がある。

(5) 情報の収集・普及啓発等

県及び市町村は、関係者の協力のもと、イノシシの生態及び行動、生息状況、生息環境、捕獲状況、被害状況、被害対策事例、被害防除技術等についての情報を把握、収集し、広く県民に提供することにより、イノシシの管理について県民への普及啓発に努める。

資料編

目 次

1	イノシシの特徴.....	資-1
2	生息分布.....	資-2
3	自然環境.....	資-4
4	土地利用状況(農林業の状況).....	資-6
5	イノシシによる農林作物被害面積・被害量の推移.....	資-9
6	被害防除対策実施の状況.....	資-10
7	イノシシ市町村別捕獲数の推移.....	資-11
8	イノシシの捕獲努力量あたりの捕獲効率(CPUE)及び目撃効率(WPUE)の推移.....	資-13
9	狩猟期間の延長による効果.....	資-13
10	鳥獣保護区の指定状況.....	資-14
11	鳥獣害特別措置法に基づく被害防止計画の策定状況.....	資-15

1 イノシシの特徴

(1) 食 性

イノシシは雑食性で、地表から地中にかけての各種の植物（クズ、ヤマイモ、ススキ等の根茎や各種の葉、果実等）及び動物（昆虫類、ミミズ、タニシ、カエル、ヘビ等）を採食する。春にタケノコ、夏から初秋に双子葉植物、秋に堅果類や動物質、晩秋～冬に根茎類等の採食が多くなる。また、農林作物では穀類（稲、トウモロコシ、麦、豆類等）、野菜類（芋類、ダイコン、カボチャ、ニンジン、タケノコ等）及び果物（ミカン、カキ、ナシ、クリ等）等を採食する。

(2) 生息地

イノシシは食物供給が豊かで草本や低木の茂みが多く存在する環境を好む。一般に常緑広葉樹林、落葉広葉樹林及び農地に隣接する森林に多く生息する。なお、イノシシは積雪に影響を受け、積雪深 30cm（肢関節の高さ）以上の日数が 70 日以上続く地域にはほとんど生息しない。

(3) 行動等

行動は、群れ生活を営むが、通常、雄と雌は別々に活動する。行動域は数十 ha から数百 ha 程度との報告があるが、特定のなわばりを持たない。性質は臆病で警戒心が強いいため、一般には夜間及び朝夕の薄暮期に活動するが、危険がない場合は昼間も活発に活動する。すみかは、楕円形のくぼ地に落ち葉等を敷いて作る。出産期や冬季には草や木の枝で屋根のあるすみかをつくる。嗅覚、聴覚、運動能力、学習能力に優れ、1m を超える高さを飛び越え、障害物の下をくぐり抜け、鼻の力も強い。幼獣はタヌキ、キツネ及び猛禽類に捕食される。

以前はニホンオオカミが成獣の天敵であったが、現在は成獣の天敵は存在しない。

(4) 繁 殖

交尾期は晩秋から冬であり、出産期は春から秋である。通常 1 年に 1 回出産するが、出産の失敗や出産した仔を早く失った場合は、再度発情、交尾して秋に出産することもある。妊娠期間は約 120 日、多仔出産で、産仔数の平均は 4.5 頭である。初産齢は 1～2 歳であるが、栄養状態がよく成長が早い個体はこれより早く発情することもある。繁殖は基本的に毎年繰り返し行う。若齢での生存率が低く、特に離乳する生後約 3 ヶ月頃までには、生まれた子の約半数が死亡する。最長寿命は雌雄ともに 10 歳以下であり、5 歳を超える個体はほとんどいない。初期死亡率は高いが、初産が早く、かつ多仔出産であるため、繁殖力は強い。特に里山では餌が豊富であるため、複数の個体との共存が可能であり、個体数が増加しやすい。

近年、一部地域で、ブタと交雑したイノシシが確認されており、遺伝子汚染による繁殖力の増加が懸念されている。

2 生息分布

(1) 昭和 50 年代以降の変化

環境省が実施した「自然環境保全基礎調査（第 2 回及び第 6 回）」結果によるイノシシの分布域を図 1 に示す。

赤色の網目は第 2 回調査（昭和 53 年～54 年度に実施）でのみ、黄色の網目は第 6 回調査（平成 12 年度に実施）でのみ、緑色の網目は第 2 回及び第 6 回調査の両方でイノシシの生息が確認された地域を示している。

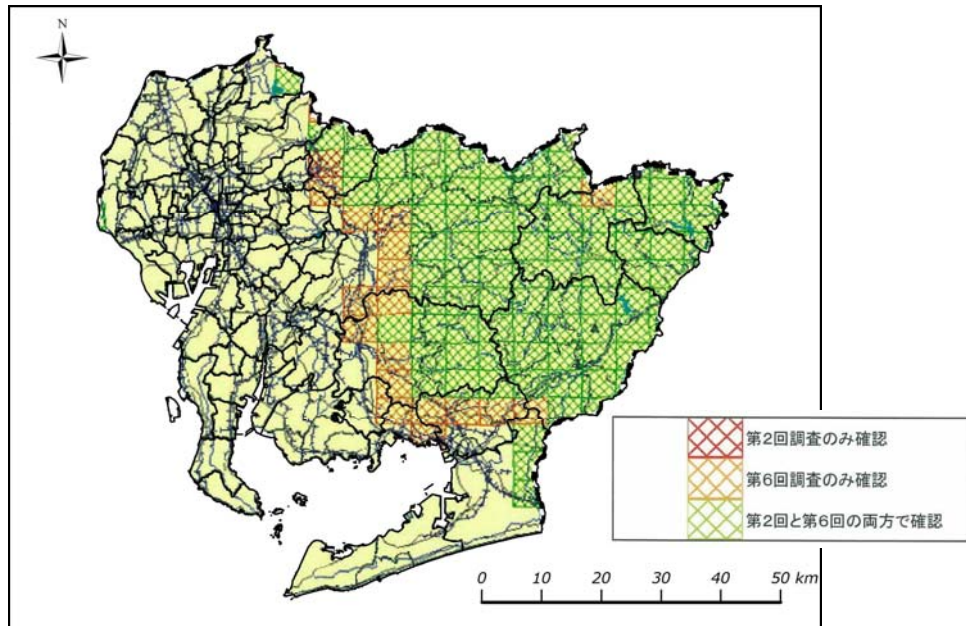
昭和 50 年代初期には既に、北は岐阜県及び長野県、南は静岡県から愛知県へと連続した広がりを見せていた。愛知県においては県東部の広い範囲に分布し、隣県から連続する分布域の南西端に位置する。昭和 50 年代から平成 12 年度にかけて、図 1 の黄色の網目で示されるように、県内の平地に近い地域にまで分布域を広げている。

(2) 平成 12 年度以降の変化

本県が平成 12 年度、平成 17 年度、平成 22 年度及び平成 27 年度に実施したアンケート調査及び聞き取り調査結果によるイノシシの分布域を図 2 に示す。

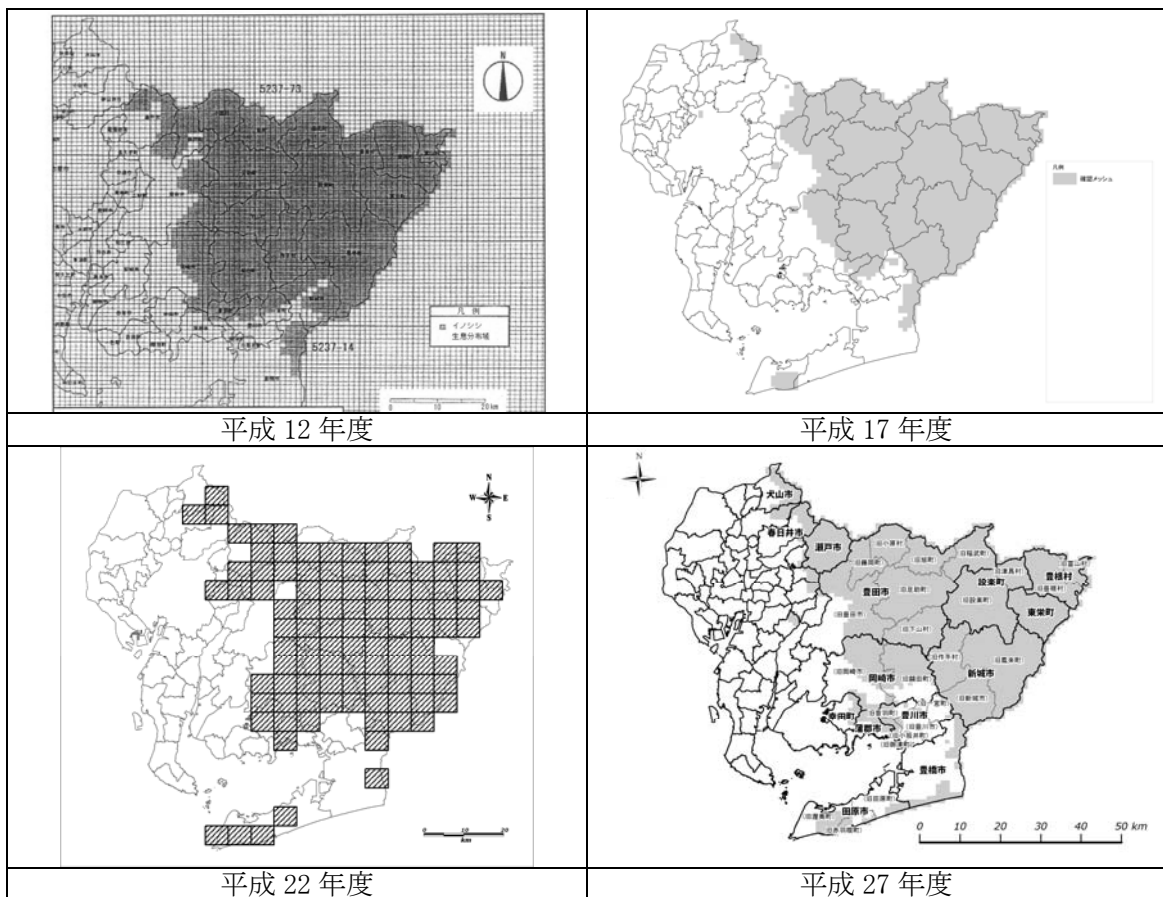
平成 12 年度から平成 17 年度にかけては、岡崎市（旧岡崎市）、瀬戸市、豊川市（旧音羽町）では一部で生息域が縮小している地域もみられるが、豊田市（旧豊田市から旧藤岡町にかけての地域）及び新城市（旧新城市）付近では拡大している。

平成 17 年度から平成 27 年度までは、犬山市（隣接県から生息域が拡大してきたと考えられる）、幸田町及び田原市（旧田原町、旧赤羽根町、旧渥美町）等の市町で生息情報が増加する等、西方向や南方向へ生息域を広げている。これら生息域の最前線は、いずれも平地近くにまで達しており、今後さらに生息域が拡大した場合、平地にまで被害が広がる可能性がある。



出典：「第2回及び第6回自然環境保全基礎調査」（環境省）

図1 イノシシの生息分布域（昭和53・54年度、平成12～15年度）



出典：「愛知県環境部自然環境課資料」

図2 イノシシの分布域の推移

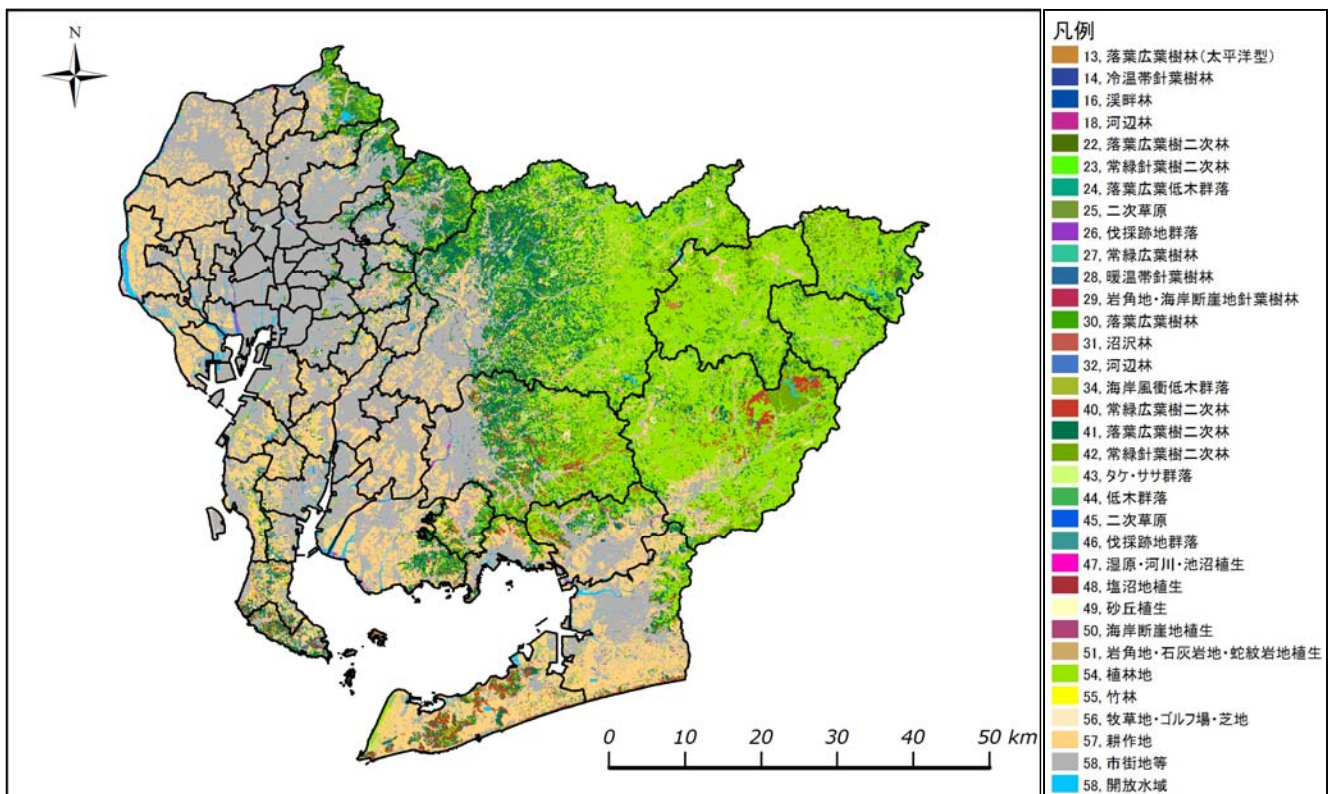
3 自然環境

愛知県の現存植生を図3、標高区分を図4に示す。

県の北東部は山地が発達し、スギ・ヒノキ等の植林地が広く分布しており、その中には落葉広葉樹林及び低木林・アカマツ林等の二次林が点在している。植林地の西端には南北に二次林が帯状に分布しており、かつて薪炭林として利用された里山あるいは里山ベルトと呼ばれる地域である(図5参照)。これらの里山は、中山間地域と平地との緩衝帯としての役割も担っている。

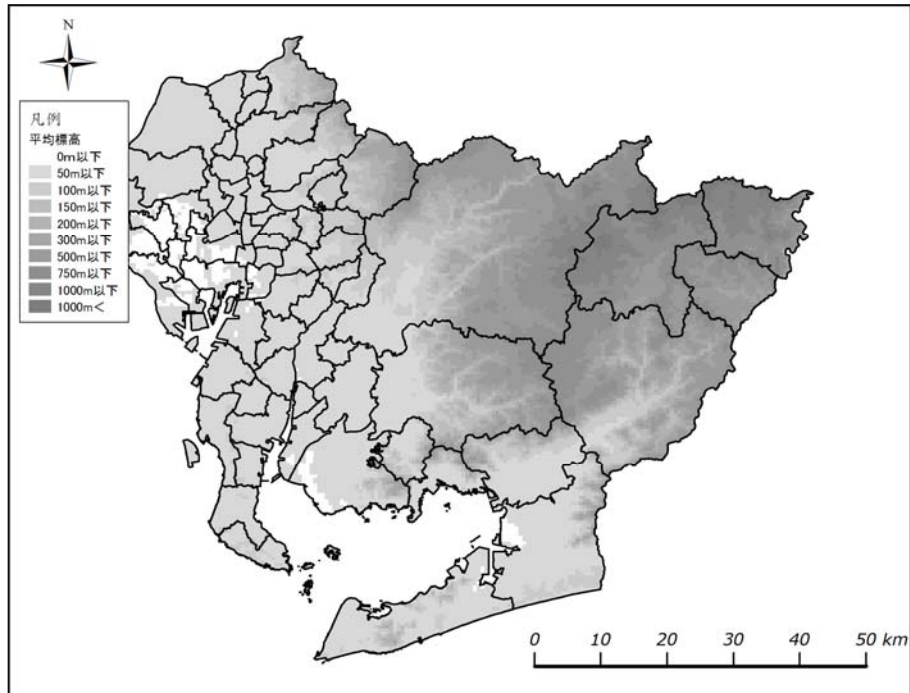
かつて里山地域における農林業及び狩猟等が盛んな時期には、里山地域が人の生活圏とイノシシの行動圏との境界域となり、人とイノシシの棲み分けが成り立っていた。しかし、近年、里山の利活用の機会が減少し荒廃するにつれ、イノシシはその分布域を里山へと拡大してきた。

里山周辺には森林以外にも農地、耕作放棄地、竹林等、イノシシにとって栄養価の高い食物(農作物、ミミズ、タケノコ等)が豊富に存在する。里山はイノシシの好適な生息環境となりつつあり、今後、里山での個体数の増加、さらには里山に隣接した平地の農地や市街地への出没が懸念される。



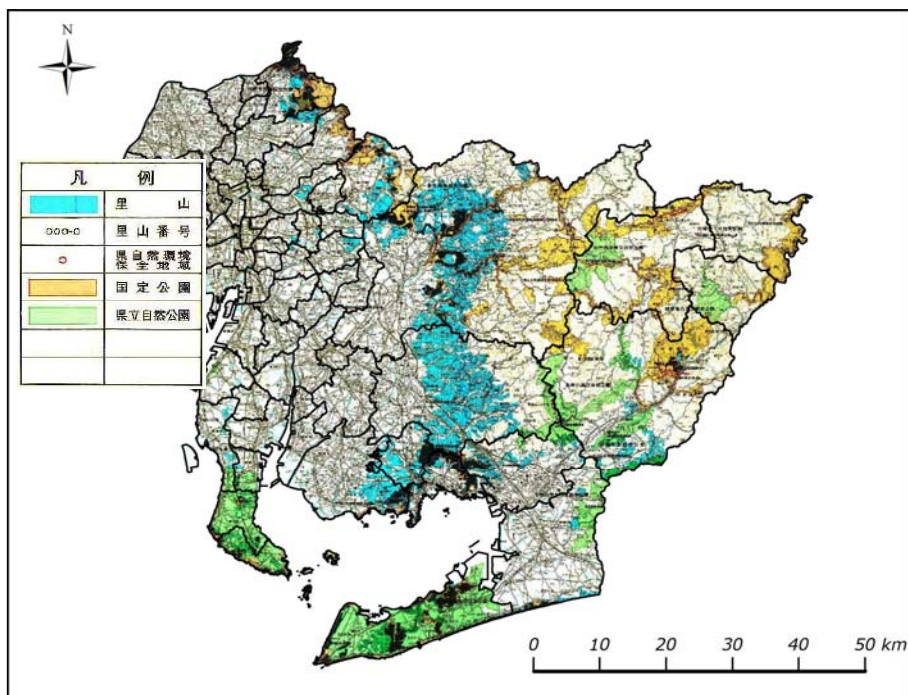
出典：「環境省自然環境局生物多様性センター」(環境省ホームページ)

図3 愛知県の現存植生



出典：「国土数値情報 標高・傾斜度4次メッシュデータ」(国土交通省、平成21年)

図4 愛知県の標高区分



注) この図では、標高300m以下の二次林を主体とした地域で、概ね100ha以上のまとまりのある地域を里山と表示している。

出典：「愛知県環境部自然環境課資料」

図5 愛知県里山マップ

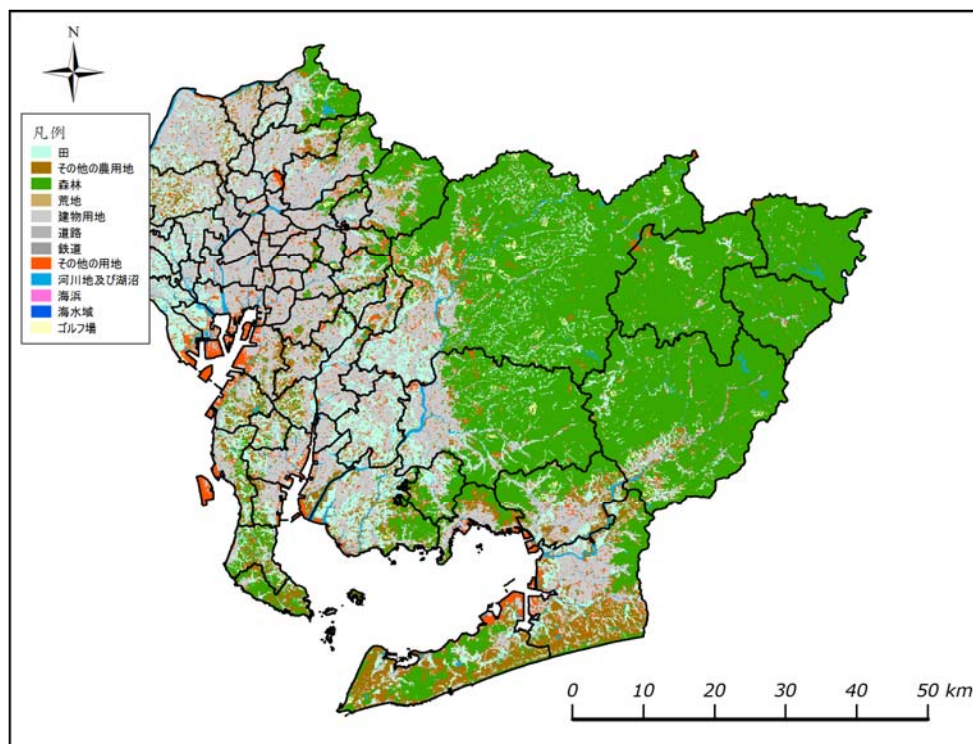
4 土地利用状況(農林業の状況)

愛知県の土地利用区分を図6に示す。

愛知県内におけるイノシシの分布域は大部分が森林である。これらの森林は、北は岐阜県及び長野県の県境、東は静岡県との県境と接する県北東部を中心に、西は瀬戸市、豊田市(南西部)及び岡崎市付近、南は豊川市及び新城市付近まで広がっている。

森林の内訳は表1のとおり、旧北設楽郡※を中心に県東部では人工林の割合が高く、新城市、設楽町、東栄町及び豊根村において、その割合は70%を超える。一方、図5のとおり、森林の輪郭を構成する里山では、瀬戸市、豊田市及び岡崎市において、広葉樹林の割合が3割～5割程度となっており、イノシシの好む環境にあると考えられる。また、里山は中山間地域に比べて竹林も多く、タケノコはイノシシの春の主要な食物となる。さらに、里山や中山間地域の農地は、谷間を開墾した谷津田や山腹の緩斜面を利用した農地が多く、イノシシの被害を受けやすい形態をしている。

近年、全国的にこのような地域における耕作放棄地の増加が報告されており、耕作放棄地の増加が、イノシシによる農林作物被害の増加、さらにはイノシシの個体数増加及び分布域拡大に拍車をかけていると考えられている。さらに鳥獣害の発生が農家の耕作意欲を減衰させ、耕作放棄地の発生につながる悪循環となっている。愛知県における耕作放棄地は表3及び図7に示すとおり、概ね増加傾向にある。また、農業従事者の高齢化及び中山間地域の過疎化等により、今後、中山間地域を中心に耕作放棄地の一層の増加が懸念される。



出典：「国土数値情報(土地利用メッシュ)」(国土交通省ホームページ)

図6 愛知県の土地利用区分(平成26年度)

※ 旧北設楽郡域とは、設楽町、東栄町、豊根村及び豊田市のうち旧稲武町を示す。

表1 市町村別、林種別森林（民有林）等面積（平成26年度）

単位：ha

計画区域 市町村名	地域森林 計画対象 森 林	立木地								竹林		無立木地	
		針葉樹		広葉樹		人工林		天然林					
1 豊橋市	3,068	2,662	86.8%	318	10.4%	2,226	72.6%	754	24.6%	19	0.6%	68	2.2%
2 岡崎市	22,801	15,779	69.2%	6,573	28.8%	13,336	58.5%	9,016	39.5%	219	1.0%	229	1.0%
3 瀬戸市	5,558	2,794	50.3%	2,576	46.3%	2,210	39.8%	3,160	56.9%	28	0.5%	160	2.9%
4 春日井市	1,546	978	63.3%	511	33.1%	454	29.3%	1,035	67.0%	20	1.3%	37	2.4%
5 豊川市	5,738	5,063	88.2%	574	10.0%	3,943	68.7%	1,693	29.5%	37	0.6%	65	1.1%
6 豊田市	61,281	37,570	61.3%	21,590	35.2%	35,198	57.4%	23,962	39.1%	1,147	1.9%	974	1.6%
7 蒲郡市	1,714	1,311	76.5%	391	22.8%	949	55.4%	754	44.0%	8	0.5%	5	0.3%
8 犬山市	2,215	1,462	66.0%	699	31.6%	381	17.2%	1,781	80.4%	31	1.4%	24	1.1%
9 新城市	40,758	31,981	78.5%	8,282	20.3%	30,503	74.8%	9,760	23.9%	149	0.4%	346	0.8%
10 田原市	5,329	4,298	80.6%	864	16.2%	3,397	63.7%	1,764	33.1%	12	0.2%	156	2.9%
11 幸田町	2,422	886	36.6%	1,398	57.7%	712	29.4%	1,573	64.9%	89	3.7%	48	2.0%
12 設楽町	19,211	15,881	82.7%	3,162	16.5%	15,594	81.2%	3,450	18.0%	15	0.1%	153	0.8%
13 東栄町	11,165	9,347	83.7%	1,724	15.4%	9,244	82.8%	1,827	16.4%	10	0.1%	84	0.8%
14 豊根村	14,451	11,083	76.7%	3,300	22.8%	11,010	76.2%	3,372	23.3%	8	0.1%	60	0.4%

出典：「平成26年度 愛知県林業統計書」（愛知県農林水産部林務課、平成28年）

表2 地区別地目別面積（平成26年）

単位：ha

地目	地区等			
	愛知県	尾張	西三河	東三河
農 地	77,400	31,100	23,900	22,300
(構成比)	(15.0%)	(18.4%)	(13.6%)	(12.9%)
森 林	219,072	18,740	90,950	109,382
(構成比)	(42.4%)	(11.1%)	(51.7%)	(63.5%)
原野等	—	—	—	—
(構成比)	(—)	(—)	(—)	(—)
水面・河川・水路	23,615	10,438	7,732	5,446
(構成比)	(4.6%)	(6.2%)	(4.4%)	(3.2%)
道 路	39,994	21,190	10,712	8,091
(構成比)	(7.7%)	(12.6%)	(6.1%)	(4.7%)
宅 地	95,357	58,168	23,107	14,083
(構成比)	(18.4%)	(34.5%)	(13.1%)	(8.2%)
住宅地	56,700	34,761	14,007	7,932
工業用地	12,596	6,254	4,219	2,123
その他の宅地	26,061	17,153	4,881	4,027
その他	61,544	29,135	19,466	13,043
(構成比)	(11.9%)	(17.3%)	(11.1%)	(7.6%)
行政面積	516,983	168,771	175,868	172,344
(構成比)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

注) 小数点以下四捨五入のため、合算した値と合計（行政面積等）が一致しない場合がある。
 出典：「土地に関する統計年報 平成27年版」（愛知県地域振興部土地水資源課、平成28年）

表3 計画対象区域における耕作放棄地面積の推移

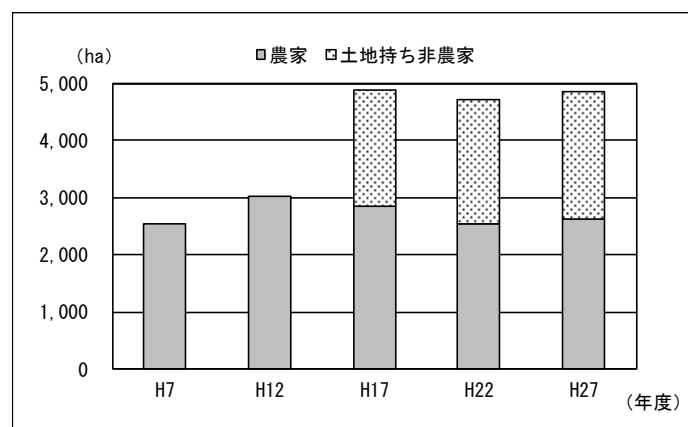
単位：ha

市町村	H7年度	H12年度	H17年度	H22年度	H27年度 (速報値)
豊橋市	362	467	951	800	868
岡崎市	214	203	438	431	431
旧額田町	50	69	—	—	—
瀬戸市	48	64	81	79	82
春日井市	72	80	122	103	136
豊川市	77	79	492	534	607
旧音羽町	16	24	—	—	—
旧一宮町	82	110	—	—	—
旧御津町	33	51	—	—	—
旧小坂井町	14	15	—	—	—
豊田市	322	354	1,021	1,053	1,014
旧藤岡町	20	26	—	—	—
旧小原村	44	46	—	—	—
旧足助町	121	146	—	—	—
旧下山村	26	38	—	—	—
旧旭町	25	48	—	—	—
旧稲武町	20	26	—	—	—
蒲郡市	45	43	66	77	87
犬山市	90	95	107	123	100
新城市	124	189	609	597	657
旧鳳来町	79	98	—	—	—
旧作手村	25	42	—	—	—
田原市	536	554	684	593	551
幸田町	27	38	64	70	67
設楽町	38	52	121	128	114
旧津具村	8	11	—	—	—
東栄町	28	43	92	98	101
豊根村	9	12	28	40	35
旧富山村	1	2	—	—	—
合計	2,555	3,023	4,876 (2,025)	4,727 (2,168)	4,850 (2,233)

注1) 合計の値は農家の耕作放棄地面積を示すが、H17年度以降は
非農家の耕作放棄地面積を括弧書きで併せて示す。

注2) 小数点以下四捨五入のため、合算した値と合計が一致しない場合がある。

出典：「愛知県の農林業センサス結果」（愛知県）



注) 平成12年度以前は、土地持ち非農家の耕作放棄地に関する統計はない。

出典：「愛知県の農林業センサス結果」（愛知県）

図7 計画対象区域における耕作放棄地面積の推移

5 イノシシによる農林作物被害面積・被害量の推移

農作物別のイノシシによる農林作物被害面積・被害量を表4に示す。

近年、被害面積は平成21年度の376haをピークに、被害量は平成22年の1,229tをピークに近年は概ね減少傾向にあるが、稲、果樹、野菜及びいも類は比較的、被害が多い状況にある。

表4 イノシシによる農林作物被害面積・被害量の推移

区分	被害面積(ha)														
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
稲	51	60	43	78	41	112	118	71	215	136	122	104	62	83	68
麦類	—	—	—	—	0	1	0	—	0	2	0	1	—	1	1
豆類	2	—	0	0	0	5	3	6	2	8	5	2	2	3	3
雑穀	1	1	3	—	—	1	2	2	3	3	1	1	1	1	2
果樹	0	0	1	5	3	10	6	19	7	58	24	29	24	31	35
飼料作物	—	—	—	—	—	2	1	0	1	4	7	1	—	0	1
野菜	7	16	1	6	4	23	16	18	107	33	31	27	27	32	31
いも類	9	4	6	7	2	12	17	12	9	19	15	9	7	10	15
工芸作物	—	—	—	—	—	—	2	—	0	0	1	1	—	1	0
その他	—	—	—	—	—	—	9	30	31	8	11	14	12	11	6
合計	69	82	54	96	50	166	174	158	376	271	217	190	136	171	162
区分	被害量(t)														
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
稲	130	125	120	132	50	358	97	128	234	314	228	260	188	218	198
麦類	—	—	—	—	1	3	0	—	0	3	0	23	—	3	5
豆類	1	—	—	—	0	5	3	2	1	48	9	4	2	26	7
雑穀	0	1	7	—	—	—	3	7	2	30	1	1	1	3	1
果樹	0	1	7	16	10	48	10	23	25	157	68	47	69	95	83
飼料作物	—	—	—	—	—	0	0	0	2	5	10	5	3	0	1
野菜	2	2	10	17	10	201	11	165	32	446	239	255	189	170	159
いも類	4	9	22	18	6	93	34	64	60	168	112	90	75	88	147
工芸作物	—	—	—	—	—	—	1	0	0	2	3	1	—	0	0
その他	—	—	—	—	—	—	3	16	282	55	14	244	133	63	8
合計	137	137	166	184	76	709	162	406	638	1,229	684	929	661	668	609

注1) 小数点以下四捨五入のため、合算した値と合計が一致しない場合がある。

注2) 0は1未満であること、「—」は被害報告がないことを示す。

出典：「愛知県農林水産部農業経営課資料」

6 被害防除対策実施の状況

イノシシの防除対策及び環境管理を表5に示す。

防除対策を実施している市町村では、多くが電気柵、金属柵またはワイヤーメッシュを設置しており、金属柵またはワイヤーメッシュは概ね「かなり効果あり」とされている。

環境管理としては、草刈を実施している市町村では概ね「効果あり」とされている。

効果が高いと考えられる金属柵またはワイヤーメッシュや電気柵においては、コスト面での課題が大きく、局所的な対策となっており、地域全体としての対策には至っていない。

また、電気柵では漏電等に対する管理面も農業従事者の高齢化とともに負担が増している。

これら各々の対策に対する課題の解決と併せて、防除（設置）技術の習得、地域内での連携・意思統一が必要となっている。

表5 イノシシの防除対策及び環境管理

市町村	防除対策				環境管理	
	網	電気柵	金属柵 ワイヤーメッシュ	その他	草刈	未収穫農作物の回収等
豊橋市	—	◎	—	—	△	○
岡崎市	旧岡崎市	—	○	◎	—	—
	旧額田町	—	○	◎	—	—
瀬戸市	○	○	○	○ (トタン)	○	—
豊川市	旧豊川市	△	○	◎	—	○
	旧音羽町	△	○	◎	—	○
	旧御津町	△	○	◎	—	○
豊田市	旧豊田市	—	○	◎	—	○
	旧藤岡町	—	○	◎	—	○
	旧小原村	—	○	◎	—	○
	旧足助町	—	○	◎	—	○
	旧下山村	—	○	◎	—	○
	旧旭町	—	○	◎	—	○
旧稲武町	—	○	◎	—	—	
蒲郡市	△	◎	◎	—	◎	◎
新城市	旧新城市	○	◎	—	○ (トタン)	△
	旧鳳来町	○	◎	—	○ (トタン)	△
	旧作手村	○	◎	—	○ (トタン)	△
幸田町	—	—	—	—	—	—
設楽町	旧設楽町	○	◎	◎	—	○
	旧津具村	○	◎	—	○ (トタン)	○
東栄町	○	◎	—	○ (トタン)	○	○
豊根村	旧豊根村	△	◎	—	—	△
	旧富山村	△	—	—	○ (トタン)	△

注1) 表中の記号の意味を以下に示す。

◎：かなり効果あり ○：効果あり △：効果が少ない —：不明等

注2) 旧豊川市には旧一宮町を含む。

出典：「特定鳥獣管理計画（イノシシ）市町村計画」（平成27年）

※春日井市、犬山市及び田原市は計画対象区域外だったため計画は未策定。

7 イノシシ市町村別捕獲数の推移

イノシシの市町村別捕獲数の推移を表6に示す。

計画対象区域内

表6(1) 市町村別イノシシ捕獲数の推移

単位：頭

市町村	区分	イノシシ									
		H28		H27		H26		H25		H24	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
豊橋市	個体数調整	200	132	200	95	120	99	100	53	80	
	狩猟	-	93	-	31	-	52	-	73	40	
	合計	200	225	200	126	120	151	100	126	120	
岡崎市	旧岡崎市	個体数調整	1,998	895	1,850	788	1,850	699	1,850	730	740
		狩猟	140	56	85	128	85	134	170	80	290
		合計	2,138	951	1,935	916	1,935	833	2,020	810	1,030
	旧額田町	個体数調整	1,002	480	1,150	472	1,150	367	1,150	617	480
		狩猟	70	24	90	61	90	92	100	91	170
		合計	1,072	504	1,240	533	1,240	459	1,250	708	650
	合計	個体数調整	3,000	1,375	3,000	1,260	3,000	1,066	3,000	1,347	1,220
		狩猟	210	80	175	189	175	226	270	171	460
		合計	3,210	1,455	3,175	1,449	3,175	1,292	3,270	1,518	1,680
瀬戸市	個体数調整	350	211	350	330	350	227	350	198	150	
	狩猟	60	37	60	25	30	54	30	32	50	
	合計	410	248	410	355	380	281	380	230	200	
春日井市	個体数調整	-	50	-	18	-	9	-	9	-	
	狩猟	-	-	-	1	-	2	-	-	-	
	合計	-	50	-	19	-	11	-	9	-	
豊川市	旧豊川市	個体数調整	278	143	275	87	240	97	179	102	70
		狩猟	-	20	-	18	-	24	-	35	66
		合計	278	163	275	105	240	121	179	137	136
	旧音羽町	個体数調整	222	146	184	91	196	126	276	135	110
		狩猟	-	23	-	3	-	6	-	13	50
		合計	222	169	184	94	196	132	276	148	160
	旧御津町	個体数調整	100	119	141	135	164	184	145	66	30
		狩猟	-	2	-	10	-	9	-	16	24
		合計	100	121	141	145	164	193	145	82	54
	合計	個体数調整	600	408	600	313	600	407	600	303	210
		狩猟	-	45	-	31	-	39	-	64	140
		合計	600	453	600	344	600	446	600	367	350
豊田市	旧豊田市	個体数調整	1,050	650	1,050	956	1,050	647	834	695	380
		狩猟	329	234	329	239	213	329	270	213	452
		合計	1,379	884	1,379	1,195	1,263	976	1,104	908	832
	旧藤岡町	個体数調整	276	234	276	303	276	204	219	134	100
		狩猟	83	64	83	92	65	83	73	65	98
		合計	359	298	359	395	341	287	292	199	198
	旧小原村	個体数調整	801	287	801	578	801	486	636	521	290
		狩猟	109	140	109	136	76	109	108	76	216
		合計	910	427	910	714	877	595	744	597	506
	旧足助町	個体数調整	884	472	884	849	884	480	702	603	320
		狩猟	292	219	292	292	267	292	226	267	496
		合計	1,176	691	1,176	1,141	1,151	772	928	870	816
	旧下山村	個体数調整	333	100	333	213	333	109	264	178	120
		狩猟	85	43	85	132	49	85	58	49	118
		合計	418	143	418	345	382	194	322	227	238
	旧旭町	個体数調整	636	136	636	347	636	197	505	365	230
		狩猟	98	60	98	174	65	98	85	65	590
		合計	734	196	734	521	701	295	590	430	820
	旧稲武町	個体数調整	220	26	220	73	220	39	175	61	80
		狩猟	32	37	32	46	38	32	68	38	74
		合計	252	63	252	119	258	71	243	99	154
合計	個体数調整	4,200	1,905	4,200	3,319	4,200	2,162	3,335	2,557	1,520	
	狩猟	1,028	797	1,028	1,111	773	1,028	888	773	2,044	
	合計	5,228	2,702	5,228	4,430	4,973	3,190	4,223	3,330	3,564	
蒲郡市	個体数調整	330	216	260	216	260	199	200	127	150	
	狩猟	40	41	40	22	40	25	40	29	40	
	合計	370	257	300	238	300	224	240	156	190	
犬山市	個体数調整	-	28	-	32	-	17	-	56	-	
	狩猟	-	16	-	11	-	11	-	4	-	
	合計	-	44	-	43	-	28	-	60	-	
新城市	個体数調整	1,600	916	1,600	1,259	1,600	795	1,600	858	650	
	狩猟	100	50	100	115	100	115	100	337	400	
	合計	1,700	966	1,700	1,374	1,700	910	1,700	1,195	1,050	
田原市	個体数調整	-	127	-	160	-	218	-	159	-	
	狩猟	-	24	-	5	-	17	-	19	-	
	合計	-	151	-	165	-	235	-	178	-	
幸田町	個体数調整	50	33	50	4	80	-	80	13	-	
	狩猟	-	36	-	8	-	22	-	30	-	
	合計	50	69	50	12	80	22	80	43	-	

表 6(2) 市町村別イノシシ捕獲数の推移

計画対象区域内

単位：頭

市町村	区分	イノシシ									
		H28		H27		H26		H25		H24	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
設楽町	旧設楽町	個体数調整	600	241	350	419	280	325	435	151	60
		狩猟	120	15	105	16	105	18	118	174	185
		合計	720	256	455	435	385	343	553	325	245
	旧津具村	個体数調整	-	-	250	80	170	-	115	37	40
		狩猟	50	-	65	2	65	-	32	16	36
		合計	50	-	315	82	235	-	147	53	76
	合計	個体数調整	600	241	600	499	450	325	550	188	100
		狩猟	170	15	170	18	170	18	150	190	221
		合計	770	256	770	517	620	343	700	378	321
	東栄町	個体数調整	440	70	440	225	500	107	500	225	240
狩猟		60	1	60	3	60	2	60	53	120	
合計		500	71	500	228	560	109	560	278	360	
豊根村	旧豊根村	個体数調整	160	52	160	77	160	82	160	35	40
		狩猟	-	3	-	14	0	21	-	30	40
		合計	160	55	160	91	160	103	160	65	80
	旧富山村	個体数調整	40	-	40	-	40	-	40	-	10
		狩猟	-	-	-	-	-	-	-	2	10
		合計	40	-	40	-	40	-	40	2	20
	小計	個体数調整	200	52	200	77	200	82	200	35	50
		狩猟	-	3	-	14	-	21	-	32	50
		合計	200	55	200	91	200	103	200	67	100
	合計	個体数調整	11,570	5,764	11,500	7,807	11,360	5,713	10,515	6,128	4,370
狩猟		1,668	1,238	1,633	1,584	1,348	1,632	1,538	1,807	3,565	
合計		13,238	7,002	13,133	9,391	12,708	7,345	12,053	7,935	7,935	

表 6(3) 市町村別イノシシ捕獲数の推移

計画対象区域外

単位：頭

市町村	区分	イノシシ									
		H28		H27		H26		H25		H24	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
名古屋市	個体数調整	-	4	-	-	1	-	-	-	2	-
	狩猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	-	4	-	-	1	-	-	-	2	-
西尾市	個体数調整	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	狩猟	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-
小牧市	個体数調整	-	10	-	-	-	-	-	-	11	-
	狩猟	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	合計	-	10	-	1	-	-	-	-	11	-
尾張旭市	個体数調整	-	3	-	2	-	7	-	-	-	-
	狩猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	-	3	-	2	-	7	-	-	-	-
日進市	個体数調整	-	22	-	5	-	2	-	2	-	-
	狩猟	-	3	-	2	-	1	-	-	-	-
	合計	-	25	-	7	-	3	-	2	-	-
長久手町	個体数調整	-	10	-	18	-	24	-	4	-	-
	狩猟	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
	合計	-	10	-	20	-	24	-	4	-	-
大口町	個体数調整	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	狩猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
不明	個体数調整	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	狩猟	-	-	-	6	-	2	-	-	-	-
	合計	-	-	-	6	-	2	-	-	-	-
合計	個体数調整	-	49	-	27	-	33	-	19	-	-
	狩猟	-	3	-	14	-	3	-	0	-	-
	合計	-	52	-	41	-	36	-	19	-	-

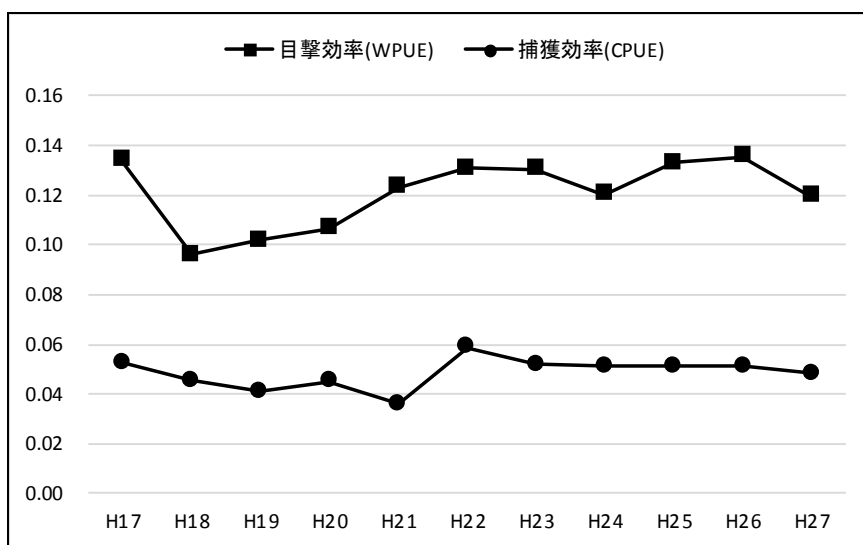
計画対象区域内及び計画対象区域外

単位：頭

合計	個体数調整	11,570	5,813	11,500	7,834	11,360	5,746	10,515	6,147	4,370
	狩猟	1,668	1,241	1,633	1,598	1,348	1,635	1,538	1,807	3,565
	合計	13,238	7,054	13,133	9,432	12,708	7,381	12,053	7,954	7,935

8 イノシシの捕獲努力量あたりの捕獲効率（CPUE）及び目撃効率（WPUE）の推移

イノシシの捕獲努力量あたりの捕獲効率（CPUE）及び目撃効率（WPUE）の推移を図8に示す。



年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
目撃効率(WPUE)	0.13	0.10	0.10	0.11	0.12	0.13	0.13	0.12	0.13	0.14	0.12
捕獲効率(CPUE)	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
出猟人日	9,072	11,087	6,497	10,368	7,286	11,413	8,602	7,286	4,762	4,809	3,985

図8 イノシシの捕獲努力量あたりの捕獲効率（CPUE）及び目撃効率（WPUE）の推移

9 狩猟期間の延長による効果

狩猟期間の延長に係る狩猟捕獲実績を表7に示す。

平成27年度では、196頭が狩猟の延長期間に捕獲され、全捕獲頭数の15.8%を占める結果となり、狩猟期間の延長による効果が認められている。

表7 狩猟期間延長に係る狩猟捕獲実績表

年度	狩猟捕獲数 (①=②+③)	延長期間捕獲数 (②)	通常期間捕獲数 (③)	延長期間捕獲数の割合 (④=②/①)
H27	1,241	196	1,045	15.8%

10 鳥獣保護区の指定状況

イノシシの計画対象区域内に所在する鳥獣保護区を表8に示す。

表8 イノシシ計画対象区域内に所在する鳥獣保護区

所在	鳥獣保護区の名称	面積 (ha)	所在	鳥獣保護区の名称	面積 (ha)
豊橋市	葦毛	158	豊田市	三河湖	164
岡崎市	岡崎	6,424	豊田市	旭高原	78
	生平小学校	59		面ノ木	106
	岡崎東部	1,110		蒲郡市	西浦小学校
	闇苅	430	犬山市	形原・鹿島	400
	大平田	140		今井小学校	72
	額田中学校	50	新城市	竹桑田	4
	宮崎小学校	5		鳳来湖	1,600
瀬戸市	定光寺	1,300		県民の森	1,021
春日井市	春日井市少年自然の家	39	田原市	鳳来寺山	125
豊川市	音羽中学校	60		田原南部小学校	100
	一宮中学校	172		小塩津	81
豊田市	高岡	37	幸田町	伊良湖	2,200
	六所山	240		豊坂小学校	46
	猿投山	125		幸田北部	38
	鞍ヶ池	470	設楽町	いきものふれあいの里	167
	三ヶ峯	153		岩古谷山	15
	猿投	322		竹桑田	7
	滝脇小学校	2		段戸裏谷	152
	王滝溪谷	114		田口小学校	7
	昭和の森	800		面ノ木	100
	御作小学校	18	豊根村	茶白山	225
	小原中学校	10		みどり湖	160
	伊勢神高原	108	合計	49ヶ所	19,838
	足助	328			
	下山中学校	36			

1 1 鳥獣害特別措置法に基づく被害防止計画の策定状況

鳥獣害特別措置法に基づく被害防止計画について、各市町村の策定状況を表9に示す。

14市町村において、被害の軽減目標金額や年度ごとの捕獲計画数が策定されており、平成28年度の捕獲計画数は、豊田市で4,200頭、岡崎市で3,000頭、新城市で1,600頭等とされている。

表9 鳥獣害特別措置法に基づく被害防止計画（イノシシ）

市町村名	被害額及び被害の軽減目標(千円)				捕獲計画数(頭)					
	年度	現状値	年度	目標値	H26	H27	H28	H29	H30	H31
豊橋市	24	430,897	30	30,162			200	200	200	
岡崎市	24	90,352	28	63,246	3,000	3,000	3,000			
瀬戸市	24	1,116	28	725	350	350	350			
田原市	26	350	29	200		200	200	200		
春日井市	25	2(ha)	28	1.4(ha)	30	60	60			
犬山市	26	8(ha)	29	4(ha)		70	80	90		
豊川市	25	2,113	29	1,057		600	600	600		
豊田市	24	50,072	28	9,486	4,200	4,200	4,200			
蒲郡市	26	2,088	30	1,400			330	330	330	
幸田町	26	24,737	29	17,316		50	50	50		
新城市	24	27,637	28	16,582	1,600	1,600	1,600			
設楽町					600	600	600			
東栄町					350	500	500			
豊根村					200	200	200			
合計					10,330	11,430	11,970	1,470	530	0

注) 表中の被害額及び被害の軽減の目標欄の色塗りは、被害鳥獣全体の値を示す。